





T A R U I T O W N



垂井町第5次総合計画

やさしさと活気あふれる 快適環境都市



 垂井町

「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」 を目指して



平成 20 年度からの垂井町の新たなまちづくりの指針となる垂井町第 5 次総合計画を策定いたしました。

これまで、本町は第四次総合計画に掲げる「ときめき やすらぎ ふれあいのまち 環境調和都市」の実現に向け、その時々ニーズに答えるべく諸施策を積極的に実施し、人にやさしいまちづくりを推進してまいりました。

しかしながら、急激なテンポで進む少子高齢化への対応や、いつ発生するかわからない災害への対応など、本町をとりまく情勢は複雑・多岐にわたり、これらの課題の解決は、行政の力だけではなし得ないものです。

こうした状況を考慮する中で、まちの将来像を「やさしさと活気あふれる 快適環境都市」とする町の新たなまちづくりの指針となる垂井町第 5 次総合計画を策定いたしました。今後は本町の豊かな自然や歴史、活発な企業活動や地域活動を活かしたまちづくりを、住民と行政が様々な情報を共有する中で、住民と行政の協働により進めてまいります。

地方分権が進み、より一層の行財政改革が不可欠な状況下で、本計画の遂行にあたっては、住民と行政が協働でまちづくりを進めるための仕組みづくりに取り組んでまいります。また、安心して子どもを産み、育てられるような「やさしさあふれるまち」、企業誘致などの産業の振興による「活気あふれるまち」、安全で快適に暮らせる住環境の整備などによる「快適なまち」を重点プロジェクトに位置づけ、将来に夢が持てる温かみのあるまちを目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました住民ワークショップ委員、各種団体代表者をはじめとする町民各位、熱心にご審議いただきました町総合計画審議会委員、町議会議員の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、今後とも計画の実現に向け、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成 20 年 3 月

垂井町長 中川 満也

垂井町民憲章

昭和 52 年 5 月 3 日

私たちは、伊吹おろしの風雪にたえてきた垂井町の町民です。
私たちは、みんなで力をあわせ、いきいきとしたよい町づくりにねがいをこめて、この町民憲章を定めます。

- 緑と花と太陽のある明るいまちをつくりましょう。
- きまりを守り、老いも若きも手を取りあって、幸せの輪をひろげましょう。
- からだをきたえ、仕事にはげみ、くらしに生きがいをみつけましょう。
- 香り高い文化にしたしみ、こころ豊かな教養を身につけましょう。
- 青少年に希望と誇りをもたせ、伸びゆくまちをめざしましょう。

町の花



つばき

昭和 55 年 3 月 23 日制定

町の木



けやき

昭和 49 年 9 月 19 日制定

目 次

総 論

第1章 総合計画とは	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の構成	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の進行管理	3
第2章 垂井町をとりまく社会背景	4
第1節 社会潮流の変化	4
第2節 上位計画の動向	6
第3章 垂井町の現況	7
第1節 垂井町の現況	7
第2節 住民意向の把握	11
第4章 垂井町の主要課題	12

基本構想

第1章 垂井町の将来像	16
第2章 将来の人口と世帯数	17
第1節 将来人口、世帯数の推計	17
第2節 目標人口、世帯数の設定	18
第3章 将来の都市構造	19
第4章 施策の大綱	22
第1節 まちづくりの柱	22
第2節 重点プロジェクト	24
第3節 住民と行政の役割分担	25

基本計画

第1章 基本計画の構成	28
第2章 分野別の柱	32
第1節 安全・安心	32
1-1 交通安全	33
1-2 防 犯	34
1-3 消防・防災	35
第2節 教育・生涯学習・文化	38
2-1 学校教育	39
2-2 青少年育成	41
2-3 生涯学習	42
2-4 生涯スポーツ	45
2-5 文 化	46
第3節 子育て・健康・福祉	47
3-1 子育て	48
3-2 健康・医療	50
3-3 高齢福祉	52
3-4 障害福祉	54
3-5 地域福祉	55
第4節 地域環境	56
4-1 自然環境	57
4-2 環境衛生	58
第5節 産業・交流	60
5-1 農業・林業・畜産	61
5-2 観 光	63
5-3 工 業	65
5-4 商 業	66
5-5 勤労者	67
第6節 都市基盤	68
6-1 道 路	69
6-2 河川・治水	71
6-3 公 園	72
6-4 市街地形成	73
6-5 上・下水道	74
6-6 公共交通	76

第3章 計画推進のための柱	77
第7節 協働	77
7-1 地域活動	78
7-2 住民参画	79
7-3 広報・情報公開・公聴	80
第8節 行財政運営	81
8-1 行政運営	82
8-2 財政運営	84

資料編

1 町民意識調査の結果	86
2 住民ワークショップの結果	90
3 中学生ワークショップの結果	94
4 各種団体懇談会の結果	95
5 総合計画に関する策定経過	96
6 総合計画の策定体制	100
7 垂井町総合計画審議会設置条例	101
8 垂井町総合計画審議会委員名簿	102
9 総合計画諮問	103
10 総合計画答申	103
11 パブリック・コメント（意見公募）実施要領	104

総論



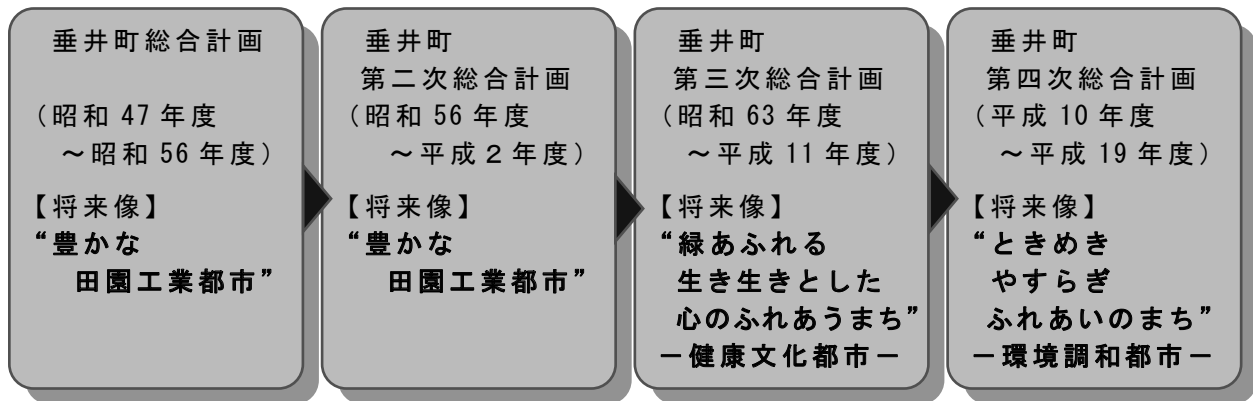
第1章 総合計画とは

第1節 計画策定の趣旨

垂井町では、これまで4次にわたって総合計画を策定し、将来像実現に向け、諸施策を実施してきました。

しかしながら、少子高齢社会や地方分権の進展など、垂井町をとりまく情勢は大きく変化し、なかでも地方分権の推進に関しては、地方自治体自らの判断により行財政運営を行うことが一層求められています。

このような状況を考慮し、住民の福祉の増進を図るため、「垂井町第5次総合計画」は、垂井町第四次総合計画の内容を踏まえながら、社会経済情勢の変化や新たな住民ニーズに対応し、将来にわたって町を発展させるべく、重点的に取り組むまちづくりの方向性を明らかにしたものです。



第2節 計画の構成

垂井町第5次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

基本構想

基本構想は、垂井町が目指す将来像、まちづくりの目標、施策の大綱などを明らかにしたものです。

基本計画

基本計画は、基本構想で示した内容に基づき、各行政分野の基本的施策について示したものです。

実施計画

実施計画は、基本計画の期間内に実施する施策について、計画的、効率的に推進するために必要な個別事業を示したもので、予算編成の指針となるものです。

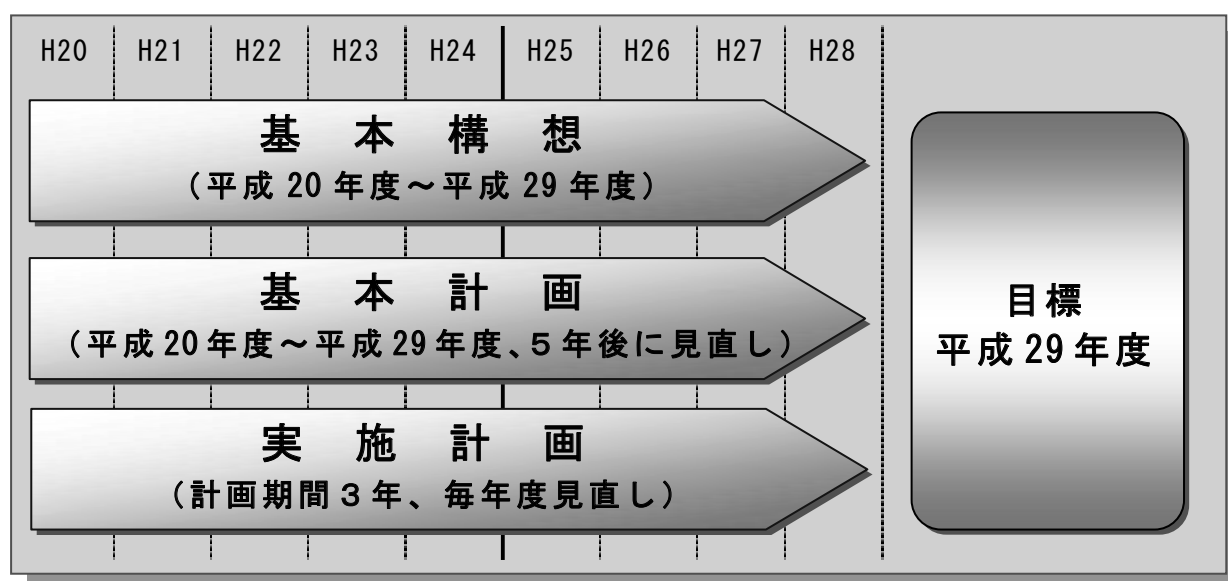
第3節 計画の期間

基本構想は、計画期間を平成20年度（2008年度）～平成29年度（2017年度）の10年間とします。

基本計画は、計画期間を基本構想と同じ10年間としますが、平成25年度～平成29年度までの後期5年間については、社会経済情勢の変化や計画の進捗状況を踏まえ、改めて見直します。

なお、実施計画は、計画期間を3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用します。

◆総合計画の期間



第4節 計画の進行管理

垂井町第5次総合計画は、自治体運営における最上位の計画で、町のあらゆる施策や計画の基礎になるものです。

そのため、施策や事業が適正に実施されたのか、目指すべきまちの姿がどの程度達成されたのかなどを、住民の参加により総合的に評価します。その結果を住民と共有するとともに、施策や事業を柔軟に見直し、目標に向けた取り組みを行っていきます。

第2章 垂井町をとりまく社会背景

第1節 社会潮流の変化

(1) 少子高齢社会の進展

日本の総人口は、平成17年の国勢調査で1億2,777万人となり、平成16年をピークに人口減少社会に入りました。また、平成17年の合計特殊出生率*は1.26で、長期的に人口を維持できる水準の2.07を大きく下回っています。

一方、平成17年の高齢化率*は20.1%で、今後とも上昇し、平成27年には国民4人に1人が高齢者になることが予想されます。

今後は、安心して子どもを産み、健やかな体と心を育むことができる社会の形成とともに、高齢者をはじめ、誰もが安心、快適に生活できるような社会の形成が求められています。

(2) 安全・安心への意識の高まり

阪神・淡路大震災や近年頻発する風水害などにより、自然災害に対する安全性確保への要請が高まっています。また、身近な地域での交通事故や犯罪が発生し、特に、子どもや高齢者を狙った犯罪が近年多発しています。

今後は、住民と行政など様々な主体がお互いに連携し、安全、安心に生活できるまちづくりを行うことが求められています。

(3) 価値観の変化や生活様式の多様化

近年、物質面の豊かさが満たされることに伴い、心の豊かさに価値観を見いだす生活スタイルに変化してきています。また、仕事中心から家庭や地域を中心とした生活への変化、女性の社会進出や様々な活動に参加する高齢者の増加など、生活スタイルが多様化してきています。

今後は、一人ひとりの個性と能力が発揮でき、個人の価値観に基づいた生活を送ることができるような自由度の高い社会の形成が求められています。

(4) 雇用環境の変化

日本の景気動向は、景気拡大期が「いざなぎ景気*」を超え戦後最長となりましたが、成長率は、「いざなぎ景気」と比べると低くなっています。また、非正規社員や若者を中心としたフリーター*やニート*、外国人労働者の増加など、雇用環境が大きく変化してきています。

* 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

* 高齢化率：65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

* いざなぎ景気：1965年から1970年にかけて続いた好景気。

* フリーター：「フリー」と「アルバイト」を合わせた和製の造語。アルバイトやパートの賃金を主な収入源として生活している人。

* ニート：就職、就職活動、学業、パート、アルバイトの全てをしていない人。若年無業者。職業にも学業にも職業訓練にも就いてない（就こうとしない）人。

今後は、生産年齢人口が減少し、高齢者が増加していくなかで、十分な労働力の確保や望ましい雇用形態の構築とともに、激化する国際競争を生き抜いていくため、日本が培ってきた高度な技術を活用した産業の育成が求められています。

(5) 高度情報社会の進展

インターネットや携帯電話が急速に普及し、地方自治体においても、地域情報や観光情報、防犯・防災情報の受発信に活用するなど、高度情報化があらゆる分野で進んでいます。

今後は、情報の地域格差を解消し、住民が容易に情報を得られるよう情報通信基盤の整備を推進し、個人情報保護など情報通信システムの安全対策を確実に行うことが求められています。

(6) 循環型社会*への転換

世界的な人口増加や社会経済活動の進展に伴い、地球規模での資源の枯渇や環境破壊が深刻となり、住民の環境に対する関心が高まっています。

今後は、自然の大切さを再認識し、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会を見直し、自然と共生した環境負荷の少ない社会への転換が求められています。

(7) 広域交流の活発化

交通基盤や情報通信基盤の発達により、住民の日常生活の広域化が進んでいるとともに、近隣自治体に留まらず、共通の歴史や文化を持つ都市間交流や都市と農山村との交流が活発になってきています。

今後は、各自治体に共通する課題の解決方法を模索するとともに、広域犯罪や大規模災害などへの対応を効率よく行うため、広域的な交流の推進が求められています。

(8) 地方分権社会の進展

平成 12 年に地方分権一括法*が施行され、国から地方への権限移譲により、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の役割がますます高まっています。また、住民と行政との協働が進展し、両者の関係がより密接になってきています。

今後は、財政が硬直化し、市町村の活力格差が拡大するなか、複雑化、多様化する住民ニーズに的確に対応する行政サービスの実施や、国や都道府県から自立し、自らの責任と判断で効率的な行財政運営を行うことが求められています。

* 循環型社会：あらゆる分野で環境保全への対応が組み込まれ、資源・エネルギーが無駄なく有効に活用される社会。
* 地方分権一括法：正式な法律名は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」。地方分権を推進するという観点から地方自治法をはじめとする 475 の関係法律について、必要な改正を行うための法律。

第2節 上位計画の動向

関連する上位計画では、以下のような方向性が示されています。

国

「21世紀の国土のグランドデザイン(国土交通省)」
平成10年3月策定

● 基本目標

「多軸型国土構造形成の基礎づくり」

中部地域は、先端的産業技術の世界的中枢としての役割を果たし、全世界を対象に多様な交流が活発に行われる地域となるよう期待されています。

岐阜県

「県民協働宣言」

平成16年3月策定
平成19年3月改訂

● 基本目標

「日本一住みよいふるさと岐阜県」

西濃地域は、一人ひとりが自分の郷里だという誇りを持ち、守り続け、さびしいと感じている人を、まわりの人が温かく支えてあげられるような地域になるよう期待されています。

広域市町村圏

「第四次大垣地域
広域市町村圏計画」
平成13年3月策定

● 将来像

「水・緑・情報が調和した創造交流圏域」

垂井町は、恵まれた交通立地条件から産業構造の高度化による工業の振興と潤いのある居住環境の創出に努めます。さらに、観光と交流の場の整備と環境調和都市としての形成を図ります。

第3章 垂井町の現況

第1節 垂井町の現況

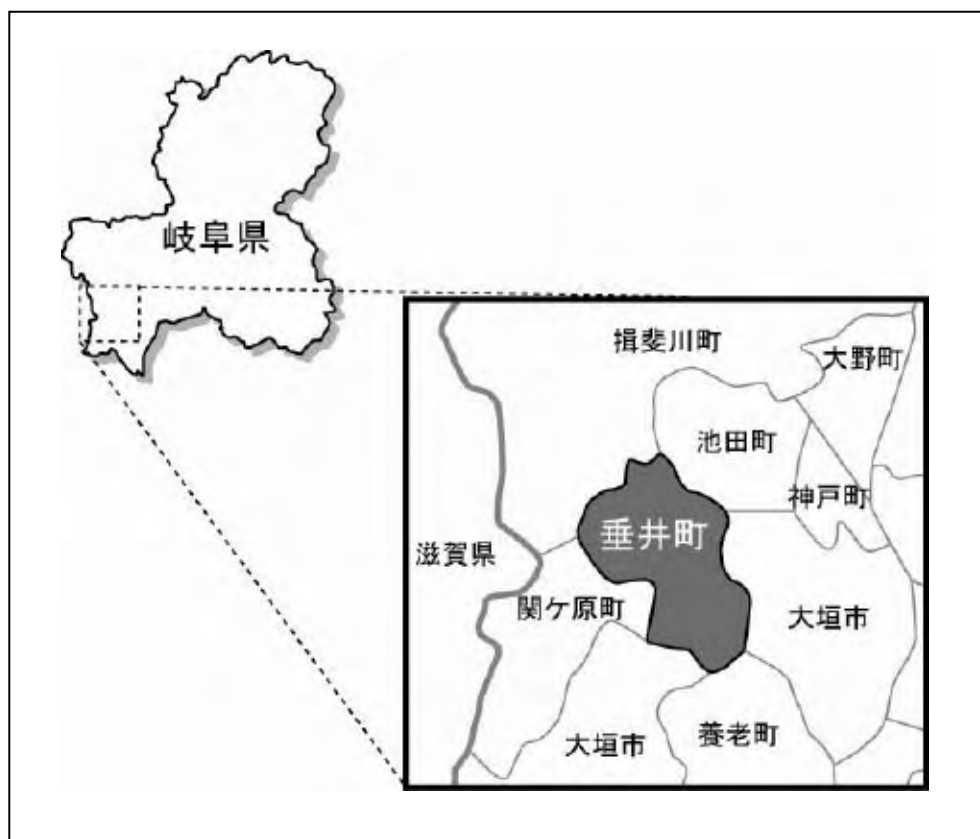
(1) 垂井町の位置、地勢

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、東は大垣市、西は関ヶ原町、南は養老町、大垣市（旧上石津町）、北は池田町、揖斐川町（旧春日村）に接しています。

また、町域の約6割を山林が占め、残りの4割が平坦地となっており、町の中央部には揖斐川水系の相川が流れています。

気候は、夏は高温多湿で、日最高気温が30度を超えることが多く、冬には「伊吹おろし」と呼ばれる西風が吹き、「しぐれ」などがあります。

また、平均気温は14～15度で、梅雨時期にあたる6～7月と台風の影響を受ける9月頃は降水量が多く、年平均降水量は2,000mm前後となっています。



(2) 垂井町のあゆみ

垂井町では、縄文時代や弥生時代の遺跡が多数発見され、石の矢尻などの石器や土器が多数出土しています。また、古墳時代には、地方の豪族によって多くの古墳が築かれ、150基ほどの古墳が発見されています。

大化の改新（645年）後には、国府が置かれ、美濃国一の宮で、現在も続く南宮大社が鎮座されるなど、美濃国の中心的位置にあり、壬申の乱（672年）や承久の乱（1221年）など、戦乱の舞台にもなりました。

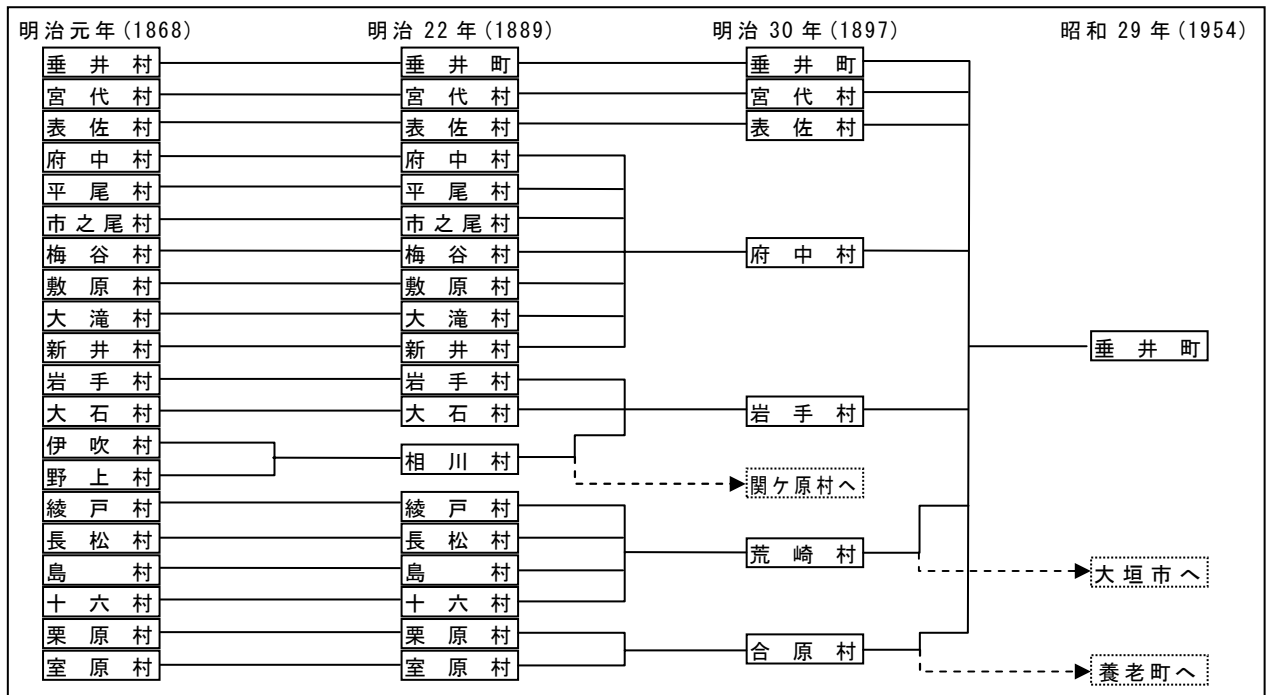
戦国時代には、岩手の領主・竹中半兵衛重治が豊臣秀吉の参謀役として活躍し、多くの戦功をあげました。また、江戸時代には、中山道の宿駅として整備され、美濃路の起点でもあったことから、交通の要所として大いに栄えました。

明治維新後の明治30年には1町6村となり、太平洋戦争後の昭和29年に現在の町域となりました。

その後、昭和33年に「垂井町工場誘致に関する条例」を制定し、積極的に企業誘致を行った結果、多くの企業・事業所が進出し、垂井町の発展の基礎となりました。

近年では、平成7年にJR垂井駅の自由通路橋と橋上駅が完成、平成15年には垂井駅北広場が完成し、南北地域の一体化が実現するとともに、にぎわいとゆとの空間が生まれました。

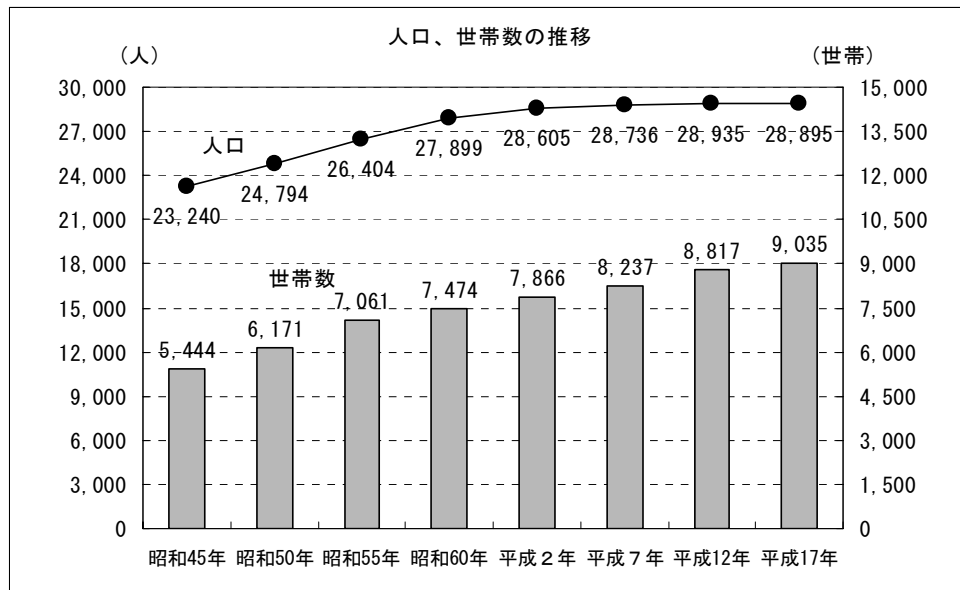
◆ 町域の変遷



(3) 人口の動向

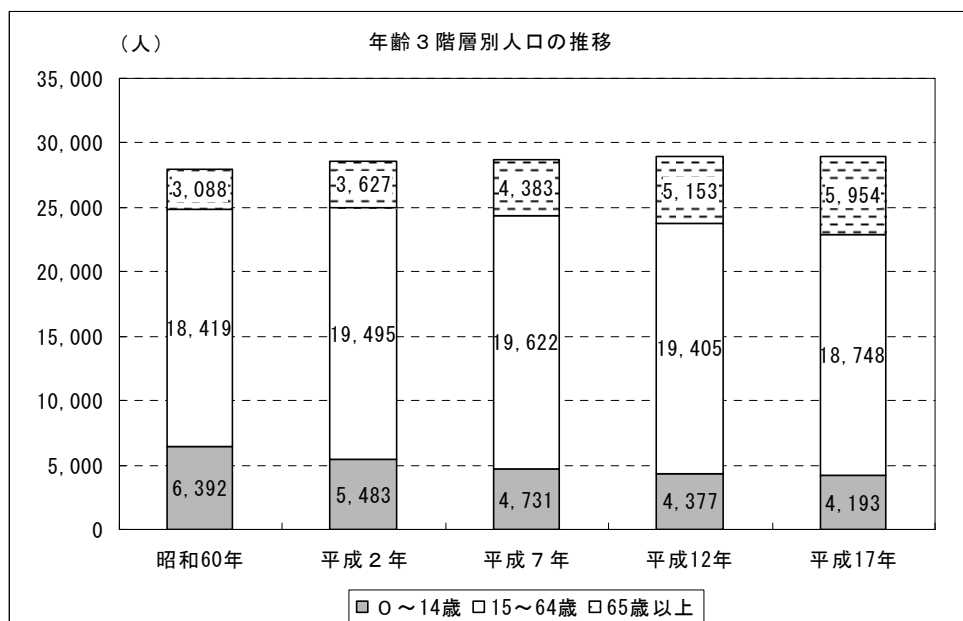
①人口、世帯

垂井町の人口は、国勢調査結果によると、平成17年で28,895人となり、平成12年と比較して40人減り、人口が減少に転じました。また、平成17年の世帯数は9,035世帯で、平成12年より218世帯増加しており、人口が減少しているなかで、世帯数が増加しているため、核家族化*が進行しています。



資料：国勢調査

また、年齢3階層別人口は、0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少する一方、65歳以上の老年人口は増加しており、少子高齢化の傾向が表れています。

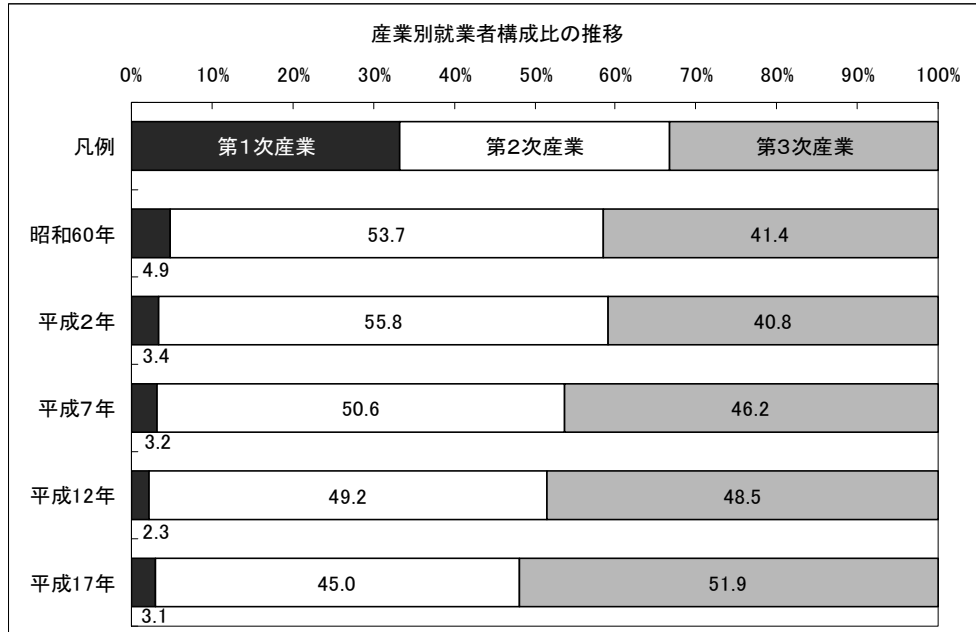


資料：国勢調査

* 核家族化：夫婦とその未婚の子女、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子女等の構成の家族になること。

② 就業人口

産業別就業者は、第1次産業、第2次産業の就業者割合が減少し、第3次産業が増加しています。平成12年には、それまで過半数を占めていた第2次産業が49.2%で過半数を割り、平成17年には、第3次産業が過半数を超えました。

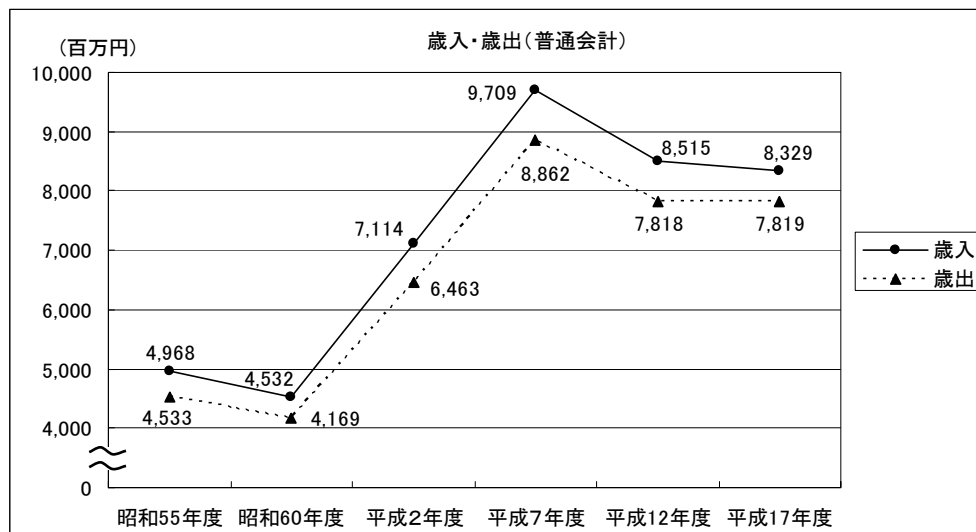


資料：国勢調査

(4) 垂井町の財政状況

垂井町の財政は、歳入・歳出とも昭和60年度から平成7年度にかけて2倍以上に増加し、ピークの平成7年度には、歳入が約97億円、歳出が約89億円となりました。

しかし、その後は減少に転じ、少子高齢化や地方分権のなか、厳しい財政状況が続いています。



資料：垂井町

第2節 住民意向の把握

総合計画を策定するにあたり、町民意識調査を実施し、住民の描く将来像、居住意向、自宅周りの満足度などについて把握を行いました。

また、住民と行政の協働による策定を進めるため、ワークショップ*を開催し、垂井町の良いところ・悪いところの整理、将来像やまちづくりの目標の検討、および、その目標達成のために必要な施策の検討などについて討議を行いました。併せて垂井町の次代を担う子どもたちの想いも取り入れようと、中学生によるワークショップも開催しました。

これらの結果より、垂井町は、自然や歴史が豊かで、生活環境も充実している反面、道路や公共交通、公園などの都市基盤の整備が遅れていること、防犯体制の強化も必要となっていることが分かりました。また、今後は、行政に頼らず、自分たちでできることは自分たちで行うとともに、まちづくりには住民参加が不可欠との意見も出されました。

また、町内の各種団体を対象とした懇談会を開催し、今後主体となって取り組みたい活動や、垂井町への要望などについて意向を把握しました。そのなかで、各団体共通の意見として、団体間で情報が共有されていないことが問題点としてあげられました。また、今後のまちづくりにおいては、行政と団体との情報共有はもちろん、団体間の情報を共有できる仕組みづくりが求められていることが分かりました。

さらに、総合計画の素案に対し、広く町民の皆さんなどの意見を募集するパブリック・コメントを実施し、寄せられた意見に対する考え方を示すとともに、総合計画に反映させました。

*ワークショップ：一方通行的な知識や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造の場。

第4章 垂井町の主要課題

(1) 産業・交流

農業を中心とする第1次産業は、就業人口の減少に伴い、担い手の確保や農業の集約化が課題となっています。

また、恵まれた自然環境や交通の要衝としての地理的条件を活かし、企業の誘致を図り、働く場所を確保するとともに、できるだけ身近な生活圏で買い物などができるよう商業を活性化させることが求められています。

さらに、恵まれた自然環境や歴史資源を活かし、観光と農業、商業などを連携させた新たな産業を振興することが必要となっています。

(2) 町民生活・コミュニティ

少子高齢化や地方分権が進展しているなか、複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、住民がすべきこと、行政がすべきことを明確にし、協働で公共サービスを担っていくことが求められています。そのためには、自助、共助、公助、協働についての理解を深め、住民が行政に参画しやすい環境を整備するとともに、様々な媒体を使いながら、お互いが情報を共有することが重要となっています。

垂井町においては、自治会活動や公民館活動など、様々な地域活動が展開されていますが、今後はこれらの活動をさらに活発化させるなど、地域コミュニティを守り育てる取り組みが必要となっています。

(3) 健康・福祉

今後も進行すると予測される少子化に対応するため、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備することが必要となっています。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで社会参加をしながら安心して暮らしていけるよう、ボランティアの育成や総合的なバリアフリー化*が求められています。

さらに、誰もが健康で生きがいを持って生活できるよう、健康づくりや疾病予防に取り組むことができる環境づくりが課題となっています。

(4) 教育・文化

次世代を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校や地域住民、家庭相互が連携を密にして取り組んでいく必要があります。

また、心の豊かさを満たすために、誰もが学習やスポーツを通して、生きがいや体力づくりに取り組み、楽しく暮らせる環境づくりが課題となっています。

垂井町は歴史文化に恵まれており、豊富な知識と経験を持つ高齢者などとの交流の機会を設けながら、後世に伝えられるような取り組みを行い、ふるさとに誇りと愛着を持つ人を育てていくことが重要となっています。

*バリアフリー化：社会生活上、障壁（バリア）となるものが除去された状態。

(5) 都市基盤

日常生活の広域化に伴い、公共交通機関の充実や道路交通網の整備など誰もがより快適に暮らすことができる、町全体の交通状況を見据えた交通体系の確立が課題となっています。

また、子どもや高齢者が一緒になって遊ぶことができる場所を確保するとともに、秩序ある住環境を整備し、誰もが暮らしやすいまちをつくっていくことが必要となっています。

さらには、交通環境整備による企業誘致の促進や商店街の再生による商業の活性化、福祉施設の充実などについて、ユニバーサルデザイン*の観点を踏まえ、それぞれの特性にあった基盤整備を行っていくことが重要となっています。

(6) 生活環境

近年多発する子どもや高齢者を狙った犯罪や甚大な被害を及ぼす災害に迅速に対応し、安全、安心に暮らしていくためには、住民と行政との連携とともに、地域で対応できる環境づくりが必要となっています。

また、豊かな垂井町の自然環境を後世に受け継ぐために、循環型社会の実現や環境破壊の防止など、環境負荷の少ない取り組みを行うことが求められています。

(7) 行財政運営

複雑化、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、健全で分かりやすい行政運営が求められています。

財政運営については、長期的な視点に立った財政計画を構築することが必要となっています。

歳出にあたっては、事務事業の見直しにより、総体的に人件費の抑制を図るとともに、各種行政サービスの必要性、費用対効果、経費負担のあり方を検証することが求められています。また、歳入にあたっては、税の収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則を検証することにより、自主財源の確保に努めることが求められています。

*ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。また、デザインされたもの。

基本構想



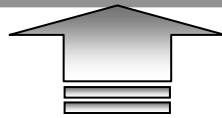
第1章 垂井町の将来像

社会潮流の変化、垂井町の現況、町民意識調査結果や住民ワークショップでの討議内容などを踏まえ、将来像を以下のように設定します。

なお、国道21号、JR東海道本線、名神高速道路、建設が進められている東海環状自動車道（西回りルート）などの交通の利便性や、美濃国一の宮である南宮大社、不破の滝などの歴史・自然に囲まれた快適な環境、活発な企業活動や地域活動などは垂井町の貴重な財産であり、垂井町の強みです。これらを垂井町発展のために有効に活かすことにより、やさしさと活気にあふれたまちを目指します。

まちづくりの将来像

やさしさと活気あふれる 快適環境都市



社会潮流の変化

- 少子高齢社会の進展
- 安全・安心への意識の高まり
- 価値観の変化や生活様式の多様化
- 雇用環境の変化
- 高度情報社会の進展
- 循環型社会への転換
- 広域交流の活発化
- 地方分権社会の進展

垂井町の現況

- 豊かな自然と歴史を有している。
- 人口が減少に転じ、核家族化が進行している。
- 少子高齢化の傾向が表れている。
- 就業人口は、第3次産業が増加し、それ以外は減少している。
- 財政状況は、平成7年度をピークに減少に転じ、少子高齢化や地方分権のなか、厳しい状況が続いている。

町民意識調査

- 「清潔なまち」、「住民同士のふれあいを感じるまち」が印象として強い。
- 住民の8割以上が今後も垂井町内での居住を希望。
- 自然や教育施設、保健・衛生に係る事項が高く評価されている反面、交通・都市基盤、防犯に係る事項の評価が低い。
- 福祉・健康・医療を重要視した将来の姿が上位を占め、日常生活の利便性・安全・自然環境がこれらに続いている。

住民ワークショップ

- 「自然や歴史が豊か」、「生活環境が充実している」が良いところで、「まちの空洞化」、「福祉環境が不十分」が悪いところ。
- 産業を活性化させることが重要。
- ボランティアなど「ひとづくり」を考えていくことが必要。
- 地域ぐるみで防犯、防災に取り組んでいくことが必要。
- 住民参加は、今後のまちづくりにおいて必要不可欠で、場づくりが重要。

第2章 将来の人口と世帯数

第1節 将来人口、世帯数の推計

(1) 将来人口の推計

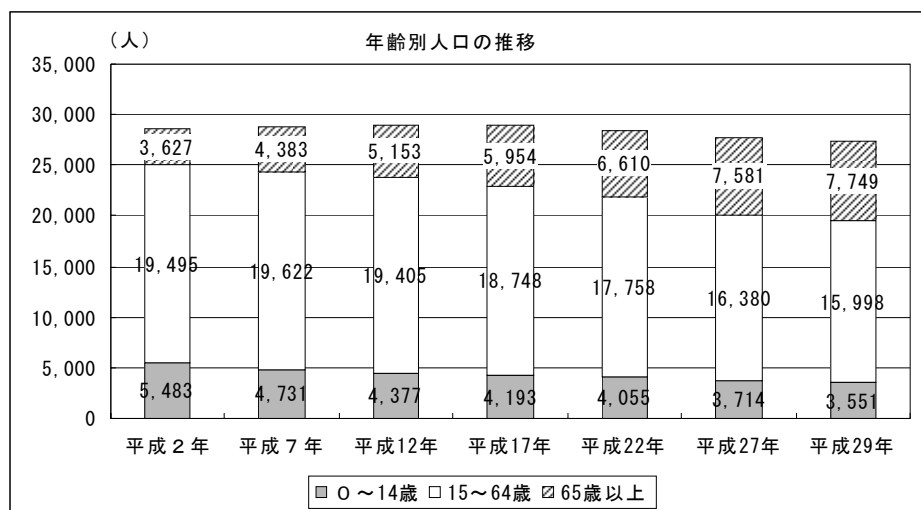
垂井町の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所*が平成15年12月に公表した「日本の市区町村別将来推計人口」の推計結果をもとに、平成17年の値を国勢調査確定値に置き換えて推計を行いました。

その結果、平成22年(2010年)で28,423人、総合計画の目標年次である平成29年(2017年)では27,298人と推計されました。

<将来人口 推計結果>

(単位：人 下段は構成比)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
0～14歳	5,483 19.2%	4,731 16.5%	4,377 15.1%	4,193 14.5%	4,055 14.3%	3,714 13.4%	3,551 13.0%
15～64歳	19,495 68.1%	19,622 68.2%	19,405 67.1%	18,748 64.9%	17,758 62.5%	16,380 59.2%	15,998 58.6%
65歳以上	3,627 12.7%	4,383 15.3%	5,153 17.8%	5,954 20.6%	6,610 23.2%	7,581 27.4%	7,749 28.4%
合計	28,605	28,736	28,935	28,895	28,423	27,675	27,298



※平成2年～平成17年は実績値、平成22年以降は推計値

(2) 将来世帯数の推計

世帯数については、平成2年から平成17年の人口、世帯数を用いて平均世帯人員を算出し、この平均世帯人員を回帰分析することにより将来の平均世帯人員を求め、これに将来人口を乗じて将来の世帯数を推計しました。

その結果、平成22年(2010年)で9,409世帯、総合計画の目標年次である平成29年(2017年)では9,722世帯と推計されました。

<世帯数 推計結果>

(単位：世帯)

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成29年
世帯数	7,866	8,237	8,817	9,035	9,409	9,648	9,722

※平成2年～平成17年は実績値、平成22年以降は推計値

* 国立社会保障・人口問題研究所：平成8年(1996年)12月に、厚生省人口問題研究所と特殊法人社会保障研究所との統合によって設立された、厚生労働省所管の国立の政策研究機関。

第2節 目標人口、世帯数の設定

将来人口の推計結果を踏まえ、子育て支援や福祉サービスの充実、道路や使いやすい公共交通の整備などによる都市基盤の整備、さらには、企業誘致による雇用環境の向上や垂井町の豊かな自然を活かした住環境の整備など、快適で安心して暮らせる環境づくりを推進することで、人口の定着に努めます。

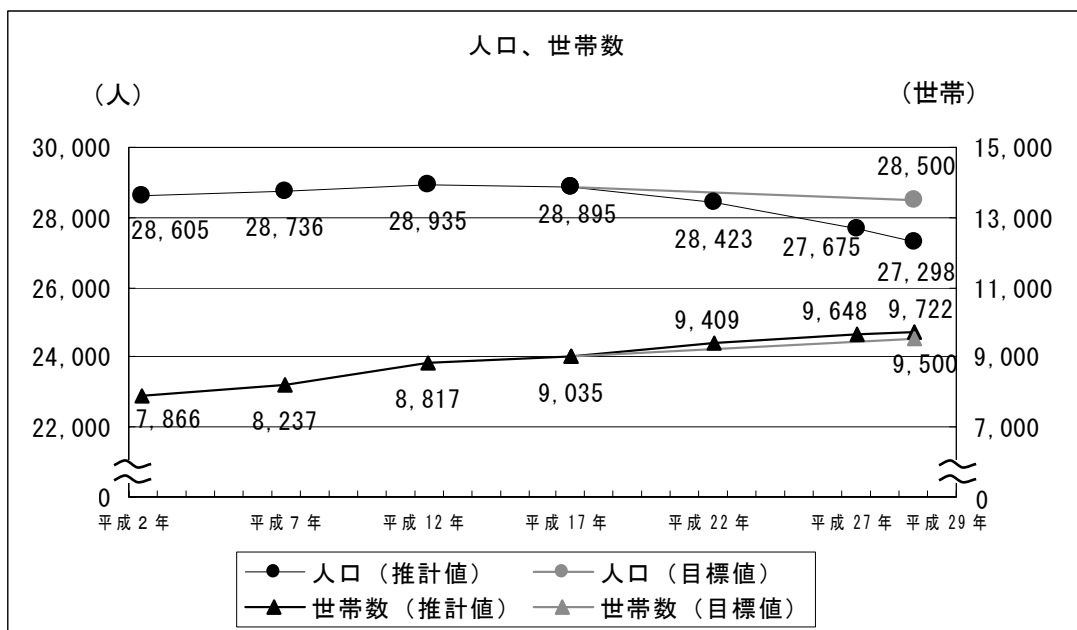
これらの施策を総合的かつ一体的に展開し、人口の減少を抑制することにより、平成29年における目標人口を28,500人と設定します。

目標人口（平成29年） 28,500人

また、目標人口28,500人とした場合の世帯数を9,500世帯と設定します。

目標世帯数（平成29年） 9,500世帯

目標人口、世帯数の達成状況は、岐阜県人口動態統計調査結果にて評価します。



第3章 将来の都市構造

垂井町における現在の土地利用状況や道路、鉄道などの交通体系を踏まえ、都市軸、拠点を設定するとともに、将来の土地利用の方針を以下のように設定します。

(1) 都市軸、拠点の設定

① 都市間連携軸

垂井町の中心部を東西に横断する国道21号、都市計画道路*大垣・関ヶ原線、および南北に縦断する主要地方道岐阜関ヶ原線、県道垂井養老線などを「都市間連携軸」に位置づけ、近隣市町との連携強化を図ります。

また、垂井町の南側を通る名神高速道路、および東側に計画されている東海環状自動車道のインターチェンジを活かしたまちづくりを行います。

さらに、JR東海道本線は、中京圏、近畿圏の都市との連携を図る上で重要であり、鉄道を活かしたまちづくりを進めていきます。

② 地域連携軸

町内の主な都市計画道路を「地域連携軸」に位置づけ、分散した7つの地域を連絡し相互の関係を強化するなど、地域間の連携強化を図ります。

③ 産業形成軸

国道21号、都市計画道路大垣・関ヶ原線や県道垂井養老線を「産業形成軸」と位置づけ、その沿道に新たな企業誘致などの産業振興を図ります。

④ 都市機能集積拠点

JR垂井駅周辺および都市間連携軸である国道21号と県道垂井養老線が交差する地域を「都市機能集積拠点」と位置づけ、商業業務機能、都心居住機能などの都市機能の充実を図ります。

(2) 土地利用の方針

① 住宅地ゾーン

現在の市街化区域*、および市街化区域に隣接する開発可能地などを「住宅地ゾーン」に位置づけ、住宅地として居住環境の向上を図ります。

また、都市空間として新たな開発が可能となるよう、土地利用の高度化を進めます。

② 商業業務地ゾーン

都市間連携軸沿道や旧中山道沿道を中心とした地域を「商業業務地ゾーン」に位置づけ、沿道サービス型の商業、業務施設などの誘導や歴史的景観などを活かした既存の商店街の再生などにより、にぎわい空間の創出を図ります。

* 都市計画道路：都市計画法に基づいて計画される道路。

* 市街化区域：都市計画区域に定める区域の一つで、既に市街地を形成している区域および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

③工業地ゾーン

国道 21 号や県道垂井養老線沿いに立地している既存の工業地、および町内に点在する工業地周辺などを「工業地ゾーン」に位置づけるとともに、利便性の向上を高めることにより、南部地域や企業立地に適した地域などに積極的な企業誘致を図ります。

④農業・集落ゾーン

市街地周辺に広がる農地、集落を「農業・集落ゾーン」に位置づけ、農業生産基盤の整備、農地の集約化などを推進することにより、優良農地の確保を図ります。

また、人口減少が著しい地域については、地域コミュニティを維持するため、集落の居住環境の改善や新たな住宅地の整備を図ります。

⑤森林ゾーン

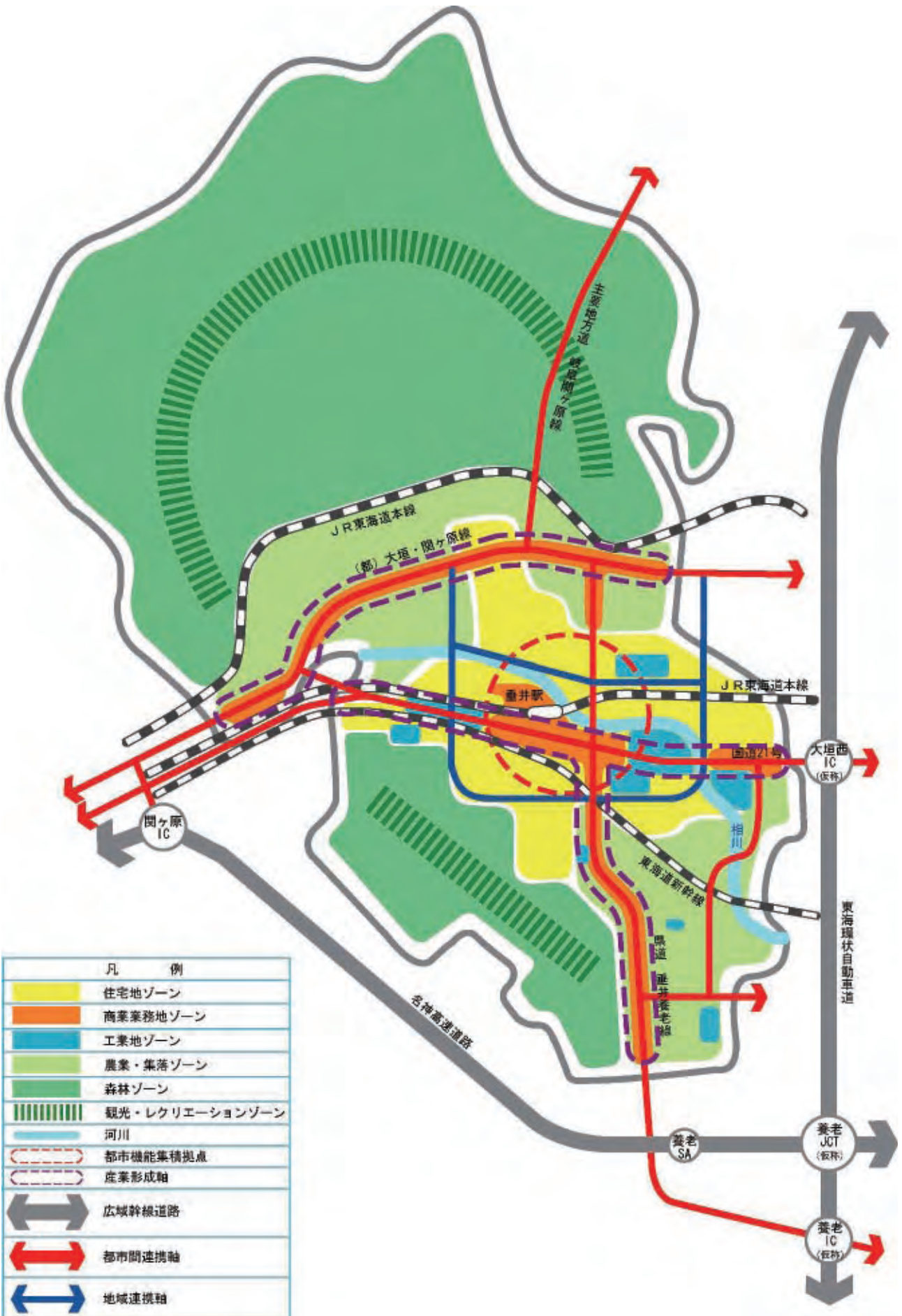
垂井町を取り囲む自然豊かな山地を「森林ゾーン」に位置づけ、森林の健全な育成、および保全に努めるとともに、水と緑を活用した自然学習・保健休養の場の整備を図ります。

⑥観光・レクリエーションゾーン

北部の明神湖周辺や不破の滝、南部の南宮大社などを「観光・レクリエーションゾーン」に位置づけ、町内に点在する様々な観光資源とともに、豊かな自然や歴史・文化資源を活用したレクリエーション施設や保養施設の整備を図ります。

また、地理的条件を活かし、新たな集客交流拠点を検討します。

◆将来都市構造図



基本構想

第4章 施策の大綱

垂井町の目指す将来像実現に向け、まちづくりの柱ごとに、基本的な考え方を示します。なお、まちづくりの柱は、「分野別の柱」と「計画推進のための柱」に分けて設定することとします。

「分野別の柱」は、将来像実現に向けて必要となる取り組みを分野別に示したものです。また、分野別の柱を推進するにあたっては、住民参画や効率のよい行財政運営を行う必要があるため、これらを「計画推進のための柱」として示しています。

さらに、重点的に取り組む必要があるものを「重点プロジェクト」として設定し、行政内部の連携はもちろん、住民と行政との協働により推進していきます。

第1節 まちづくりの柱

分野別の柱

まちづくりの柱1 安全・安心

犯罪や災害発生時に迅速な対応ができるような防犯体制、防災体制を構築します。

また、交通事故や犯罪、災害に対する意識を向上させ、地域が主体となった自主防犯、自主防災活動などを促進します。

まちづくりの柱2 教育・生涯学習・文化

ふるさとに愛着を持てる教育を行うとともに、垂井町の伝統文化を後世に継承するための施策を展開します。

また、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組み、楽しく暮らしていけるよう、機会や場の提供を行います。

まちづくりの柱3 子育て・健康・福祉

安心して子どもを産み、育てられるよう、子育て支援を行います。

また、地域で支えあい高齢者や障害者のみならず、誰もが健康で生きがいをもって安心して生活できる社会を形成します。

まちづくりの柱4 地域環境

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行います。

また、ごみの減量化やリサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会を形成します。

まちづくりの柱5 産業・交流

住民や関係機関と連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力ある産業の振興を推進します。

また、地の利を活かした魅力ある環境のもと企業誘致を行い、誰もが安心して働くことができるまちをつくります。

まちづくりの柱6 都市基盤

道路や公園、上下水道などの都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供します。

また、住民との連携により、地域の特性を活かし、ユニバーサルデザインに配慮した都市基盤の整備を行います。

計画推進のための柱

まちづくりの柱7 協働

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO*、事業者などと行政との協働を推進します。

そのため、積極的に広報・公聴活動を行い、住民と行政が互いに情報共有できる仕組みを整えます。

まちづくりの柱8 行財政運営

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟で効率的な行政運営を行います。

また、限られた財源を有効に活用するため、計画的、効率的な財政運営を行います。

* NPO : Non-Profit Organization の略。ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」のこと。

第2節 重点プロジェクト

やさしさあふれるまち

地域や家族でお互いに助け合うことにより、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を行います。また、高齢者や障害者が進んで社会参加できるような仕組みを構築し、やさしさにあふれたまちを目指します。

- 安心して子どもを産み、育てることができるようにします。
 - ・働く親の支援
 - ・虐待防止体制の整備 など
 - ・子育て環境の整備
- 高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで暮らせるようにします。
 - ・生きがい対策の推進
 - ・在宅支援の充実
 - ・活動や交流の場の整備 など

活気あふれるまち

地域団体の支援や担い手の育成を通して、地域活動を活発にします。また、地理的条件を活かした企業誘致により産業の振興を図り、住民、企業を含めた垂井町全体が活気にあふれたまちを目指します。

- 地域活動が活発に行えるようにします。
 - ・行政への住民参画環境の整備
 - ・自治基本条例*の制定
 - ・地域活動環境の整備 など
- 企業が進出しやすくなるような環境整備を行います。
 - ・企業が進出しやすい基盤の整備
 - ・既存企業の育成
 - ・にぎわいのある商業の展開 など

快適なまち

災害発生時などに迅速な対応ができるように防災体制を構築し、地域が主体となった自主防災活動などを促進します。また、一方で、豊かな歴史と自然に囲まれた快適な住環境を目指します。

- これらの取り組みにより、快適なまちづくりを進めます。
- 安全で快適に暮らせる住環境を整備します。
 - ・防犯・防災体制の向上
 - ・交通安全施設の整備
 - ・道路、公園、上下水道などの都市基盤の整備 など
 - 豊かな自然環境を保全するとともに、歴史や自然を有効に活用した取り組みを行います。
 - ・自然環境の保全
 - ・ごみの減量化の推進
 - ・観光資源の整備
 - ・地産地消*の推進 など

*自治基本条例：住民、各種団体・企業、行政が町政の基本原則を共有し、参加と協働を通して、まちづくりを進めていくために必要な考え方や仕組みを制度化するもので、町の「憲法」ともいえる条例。

*地産地消：地域で生産された農林水産物とそれを主たる原料とした加工品をその地域で消費すること。

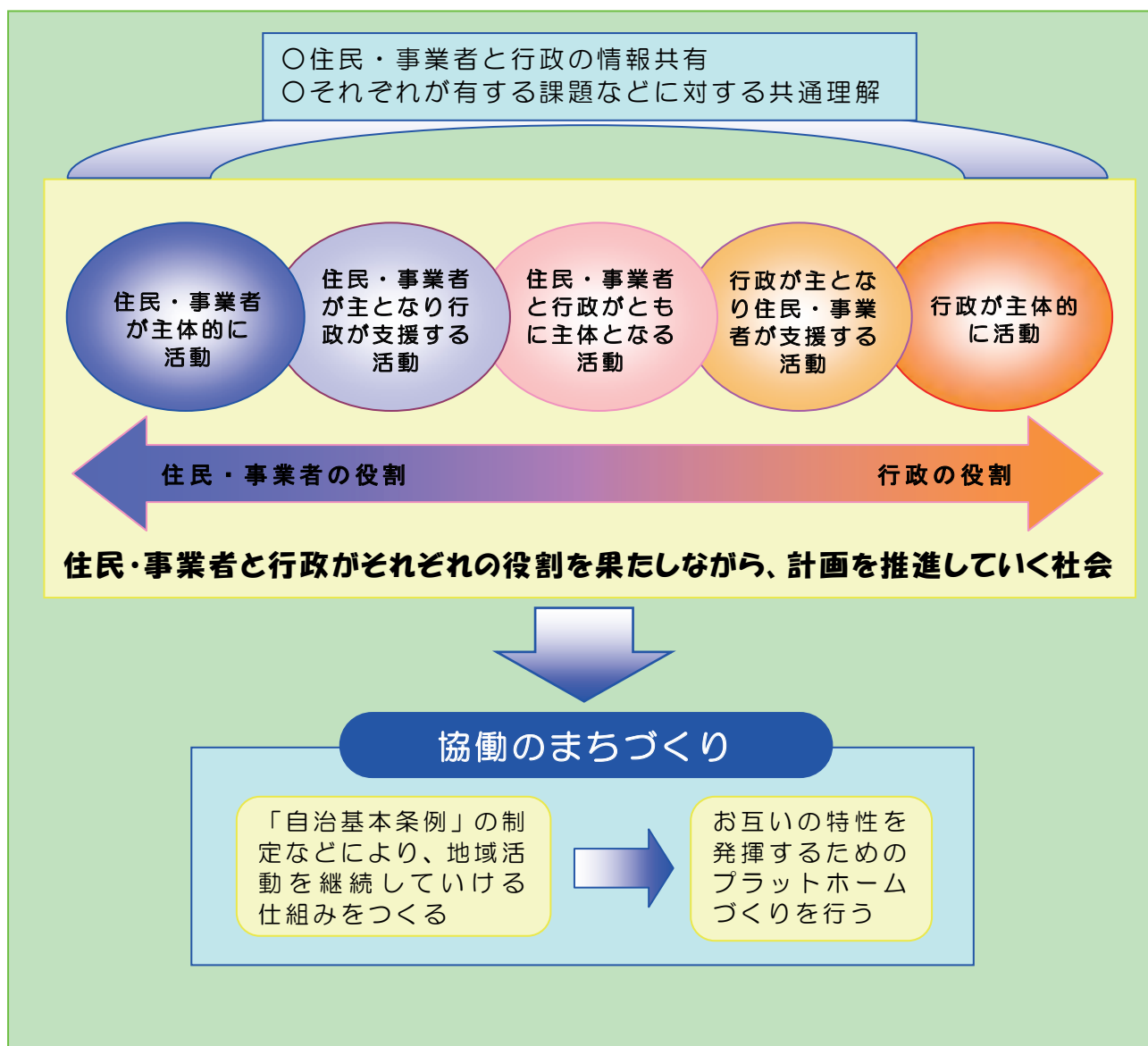
第3節 住民と行政の役割分担

限られた人材や財源を有効に活用し、将来像やまちづくりの目標を目指して、重点プロジェクトや施策を推進していくためには、住民・事業者と行政の役割を明確にし、それぞれが責任をもって役割を果たすことが必要となってきます。

住民・事業者と行政の役割には、5つの活動範囲が考えられ、その活動範囲に応じた役割を果たすことが重要です。

また、今後、協働のまちづくりを進めるにあたっては、住民・事業者と行政が緊密に連携を図り、お互いの特性を発揮するためのプラットフォーム*づくりを行うことが求められています。そのためには、まず、まちづくりの目標やルールを定めた「自治基本条例」の制定などにより、地域活動を継続していける仕組みをつくる必要があります。

◆住民・事業者と行政との役割分担の考え方



* プラットホーム：まちづくりにおいて、民間と行政の垣根を越えて、いろいろな人が知恵や意見を持ち寄る場。

基本計画



第1章 基本計画の構成

基本構想で示された施策の大綱に基づき、まちづくりの柱ごとに、以下の内容を示していきます。

■現状と課題

各分野に関連する垂井町の現状と課題を整理しています。また、その分野に関する垂井町の行政計画も示しています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

目標を達成するために実施する基本的な施策とその担当課、および目標達成に向けた行政と住民・事業者の役割について示しています。

また、目標の達成度を測るため、具体的な数値を用いた成果指標を設定しています。

➤ こんなまちを目指します（まちづくりの目標）

目標が達成された状態として、垂井町が目指すまちの姿を示しています。

➤ こんなことに取り組みます

目標を達成するために必要となる施策を示しています。また、施策推進にあたっては、「協働」の考え方に基づき、行政と住民・事業者の役割を示しています。

➤ 目標達成度を測る指標

目標の達成状況を定量的に評価するための適切な指標を設定し、現状値を示すとともに、中間目標値（5年後）、将来目標値（10年後）を設定しています。

なお、将来目標値については、基本計画の見直しを実施するときに達成状況を評価し、必要な見直しを行います。

◆基本計画の見方

まちづくりの柱1 安全・安心

1-1 交通安全

■現状と課題

- ・幼児からお年寄りまで、それぞれの年代にあった交通安全啓発活動を実施していますが、高齢者の交通事故による死者数は依然として高水準で推移しています。今後は、住民一人ひとりの交通安全意識を向上させる必要があります。
- ・交通安全団体や教育関係団体などの連携を図りながら情報交換や街頭啓発などの各種事業を展開してきましたが、今後も引き続き、より効率的で効果的な事業を展開していく必要があります。
- ・危険箇所に関する情報を共有するため、安全に関するマップづくりが望まれています。
- ・カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設は、危険箇所の調査または自治会からの要望などにより整備し、交通事故発生を抑制しています。今後も事故が発生しにくい安全な交通環境づくりの推進が求められています。

【関連計画】

分野に関連する垂井町の**現状と課題**を示しています。

分野に係る垂井町の**行政計画**を示しています。

目標が達成された状態として、垂井町が**目指すまちの姿**を示しています。

目標を達成するために**必要となる施策**を示しています。

「協働」の考え方に基づき、**行政と住民・事業者の役割**を示しています。

目標の達成状況を定量的に評価するための適切な**指標**を設定し、**現状値**を示すとともに、**中間目標値（5年後）**、**将来目標値（10年後）**を設定しています。

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	交通ルールが守られ、県下で最も交通事故の少ないまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	交通ルール遵守の促進	企画調整課 学校教育課 健康福祉課	
	交通安全団体等との連携強化	企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	交通安全施設の整備	企画調整課 建設課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
行政と住民・事業者の役割	○交通安全団体などと連携し、交通安全意識の定着を図ります。 ○歩行者、自転車および自動車が安全に通行できるように、交通安全施設を整備します。	○交通ルールを守り、交通事故にあわないようにします。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	H24 (5年後)	H29 (10年後)
交通事故発生件数 (人身事故)	100件	85件	75件
シートベルト着用率	運転席 97.9%	99.0%	99.5%
	助手席 95.2%	98.0%	99.5%

◆柱別体系図
【将来像】

【重点プロジェクト】

やさしさと活気あふれる
快適環境都市

やさしさあふれるまち

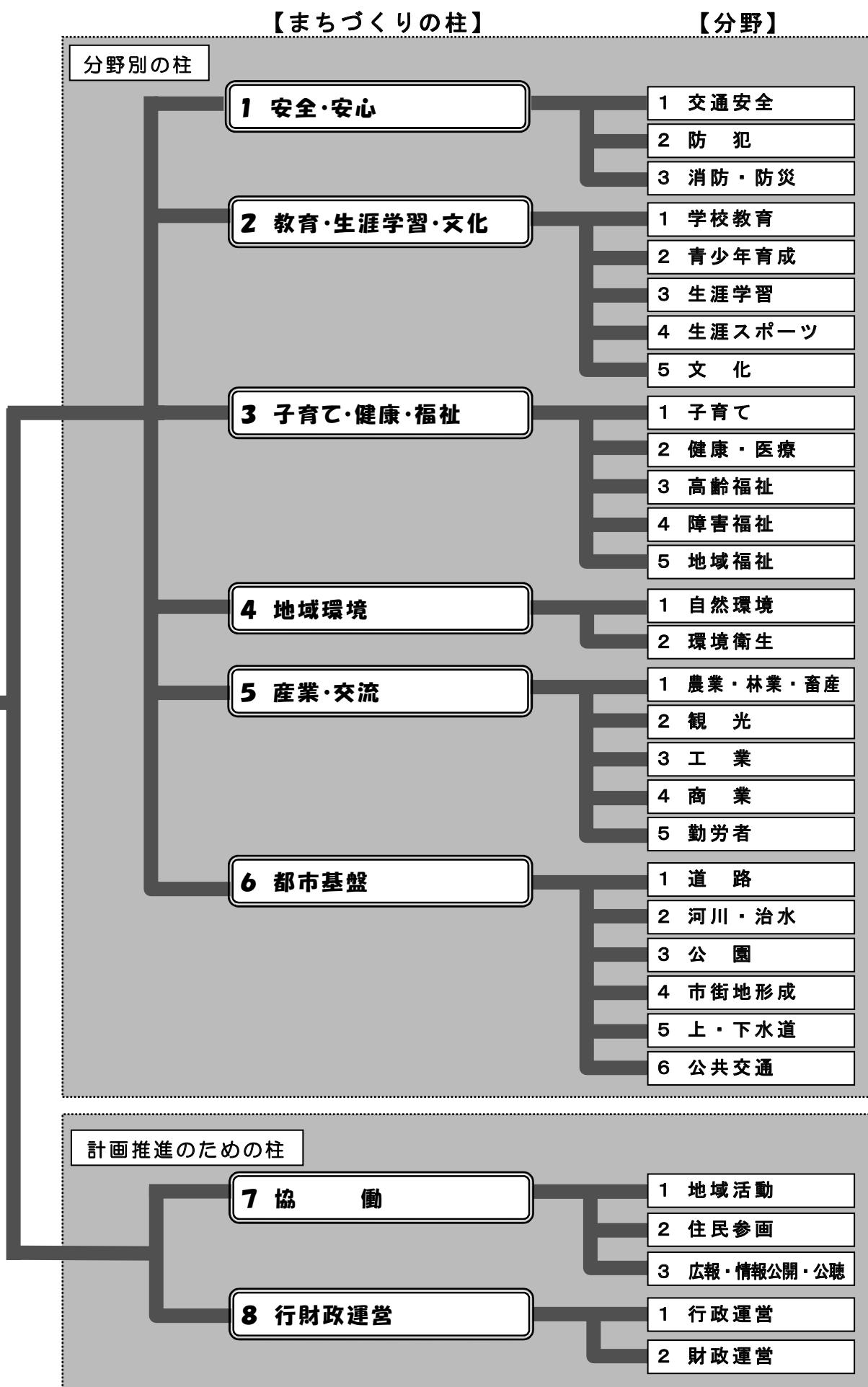
- 安心して子どもを産み、育てることができるようにします。
- 高齢者や障害者が住み慣れた地域のなかで暮らせるようにします。

活気あふれるまち

- 地域活動が活発に行えるようにします。
- 企業が進出しやすくなるような環境整備を行います。

快適なまち

- 安全で快適に暮らせる住環境を整備します。
- 豊かな自然環境を保全するとともに、歴史や自然を有効に活用した取り組みを行います。

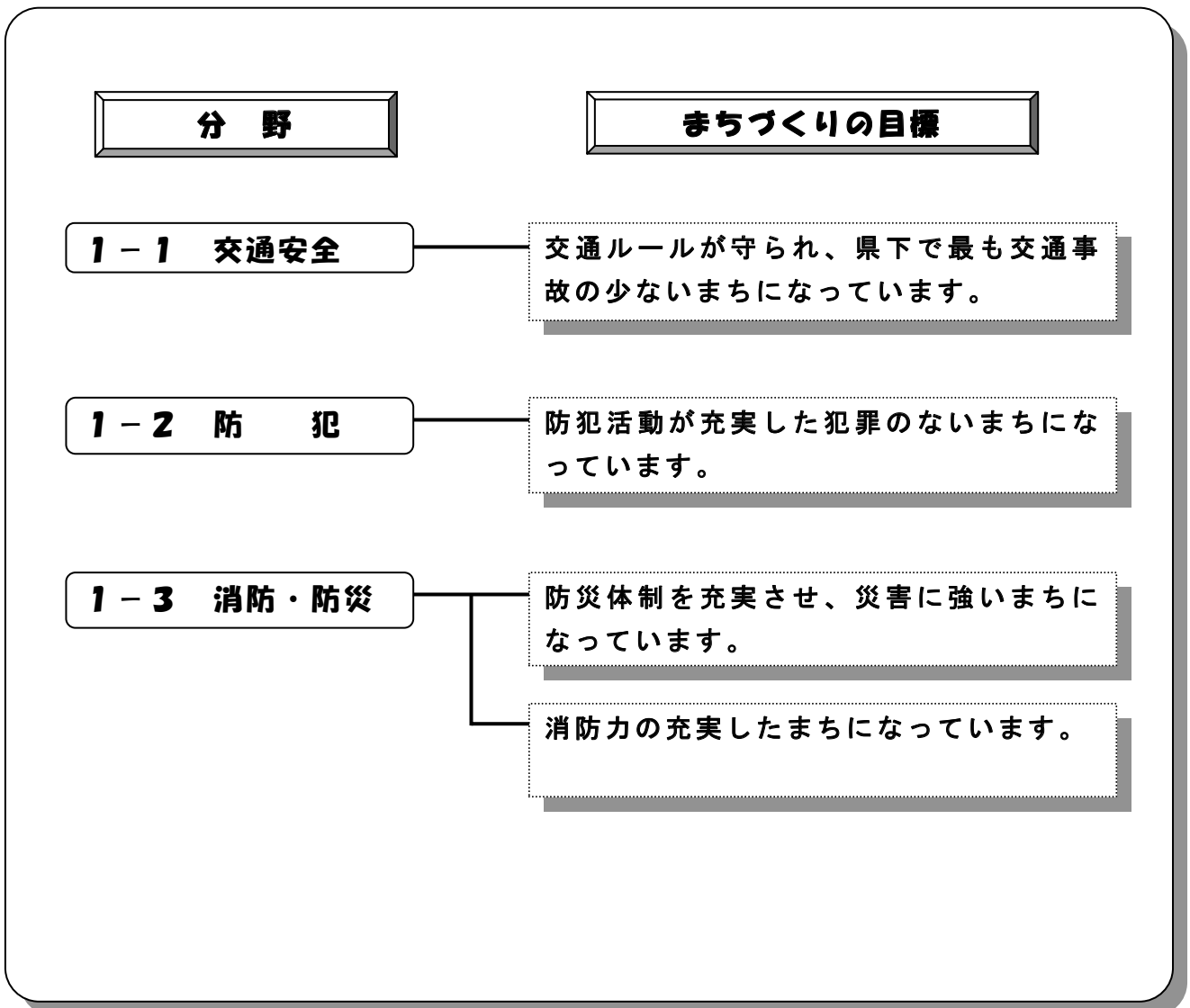


第2章 分野別の柱

まちづくりの柱

第1節 安全・安心

【施策体系】



1-1 交通安全

■現状と課題

- 幼児からお年寄りまで、それぞれの年代にあった交通安全啓発活動を実施していますが、高齢者の交通事故による死者数は依然として高水準で推移しています。今後は、住民一人ひとりの交通安全意識を向上させる必要があります。
- 交通安全団体や教育関係団体などとの連携を図りながら情報交換や街頭啓発などの各種事業を展開してきましたが、今後も引き続き、より効率的で効果的な事業を展開していく必要があります。
- 危険箇所に関する情報を共有するため、安全に関するマップづくりが望まれています。
- カーブミラーやガードレールなどの交通安全施設は、危険箇所の調査または自治会からの要望などにより整備し、交通事故発生を抑制しています。今後も事故が発生しにくい安全な交通環境づくりの推進が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標





こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	交通ルールが守られ、県下で最も交通事故の少ないまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	交通ルール遵守の促進		企画調整課 学校教育課 健康福祉課
	交通安全団体等との連携強化		企画調整課
行政と住民・事業者の役割	交通安全施設の整備		企画調整課 建設課
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○交通安全団体などと連携し、交通安全意識の定着を図ります。	○交通ルールを守り、交通事故にあわないようにします。	
	○歩行者、自転車および自動車が安全に通行できるように、交通安全施設を整備します。		
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
交通事故発生件数(人身事故)	100件	85件	75件
シートベルト着用率	運転席 97.9%	99.0%	99.5%
	助手席 95.2%	98.0%	99.5%

1-2 防 犯

■現状と課題

- 全国的に子どもやお年寄りを対象にした犯罪が増加する傾向にあります。このため、警察、行政、学校および各見守り隊が相互の連携を密にし、全町的な情報の共有を図りながら、防犯に取り組んでいくことが必要となっています。
- 夜間において、歩行者などが安全に通行できるよう防犯灯の設置や管理を行っていますが、さらに安心して生活できる環境づくりのため、自治会との連携を強化するとともに、防犯設備の充実に努める必要があります。
- 振り込め詐欺など新手の詐欺行為が続発し、子どもからお年寄りまで犯罪にあうケースが増えています。県消費生活センターとも連携を図りながら、住民に対する的確で迅速な啓発活動を推進するとともに、相談窓口の設置などの体制を強化する必要があります。
- 災害被災者や犯罪被害者等の精神的、経済的負担の軽減を図るため、警察や地域と連携した支援が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	防犯活動が充実した犯罪のないまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施 策	担 当 課	
	自主防犯活動の促進	企画調整課 学校教育課	
	防犯施設の整備	企画調整課	
	消費生活の充実	企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行 政 の 役 割	住 民 ・ 事 業 者 の 役 割	
	○関係団体と連携し、防犯対策を充実します。 ○防犯設備を充実します。	○地域の人たちと連携し、犯罪を未然に防止する取り組みを行います。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目 標 値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
犯罪発生件数	484 件	450 件	400 件
夜道の安全さなどの防犯に満足している住民の割合	31.4%		
地域の防災、防犯のための活動に参加した住民の割合	14.0%		

1-3 消防・防災

■現状と課題

- 平成16年度から自主防災組織*の組織化と育成を図っていますが、組織化率は17.6%と低い状態にあります。今後も引き続き、組織化率100%に向けて組織化を促進する必要があります。
- 平成16年度から順次、防災資機材の整備充実を図ってきました。今後は、資機材を活用した訓練など、防災体制の強化を図ることが求められています。
- 地震などの自然災害の発生が危惧されているなか、災害時の緊急連絡体制の確立が必要となっています。
- 公共施設の耐震化については、順次計画を立て、耐震化に努めています。民間の建築物（特に住宅）については、耐震化が遅れているため、その促進を図る必要があります。
- 平成18年度の消防団員充足率は100%ですが、人口減少や若者の流出などの影響により団員確保が難しくなっています。今後は、消防団員のいる事業所に対する顕彰なども検討する必要があります。
- 救急出動が年々増加傾向にあり、住民サービスの向上や消防体制の効率化からも、消防の広域化について検討する必要があります。

【関連計画】

垂井町地域防災計画
(平成16年度～)

救急出場件数の推移

単位:件

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
火災	1	0	0	0	0	1	1
水難	0	0	1	0	0	0	0
交通事故	123	121	115	132	129	101	114
労働災害	7	18	15	15	17	13	16
運動競技	4	4	3	6	2	1	5
一般負傷	103	100	114	114	131	136	121
加害	3	4	4	3	6	3	4
急病	419	426	452	567	552	642	603
その他	44	50	58	47	50	64	89
合計	704	723	762	884	887	961	953

(資料:東消防署)

* 自主防災組織：地域住民が協力・連携し、災害から「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	防災体制を充実させ、災害に強いまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	防災体制の向上	企画調整課 建設課 不破消防組合	
	防災設備の充実	企画調整課 不破消防組合	
行政と住民・事業者の役割	建築物の耐震化の推進	企画調整課 建設課 関係各課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○住民一人ひとりの防災意識を高めます。 ○公共施設の耐震化など災害に強いまちをつくりまします。	○地域ぐるみで災害に対する備えを進めます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
自主防災組織の組織化率	17.6%	80%	100%
公共施設の耐震化率 (指定避難所)	61%	65%	70%
地震、火災など災害からの安全さに満足している住民の割合	56.6%	➡	➡
地域の防災、防犯のための活動に参加した住民の割合	14.0%	➡	➡

※自主防災組織の組織化率：自主防災組織の自治会数 24 自治会 ÷ 全自治会数 136 自治会（平成 19 年 3 月末現在）

※公共施設の耐震化率（指定避難所）：耐震性がある棟数 47 棟 ÷ 全棟数 77 棟（平成 19 年 3 月末現在）



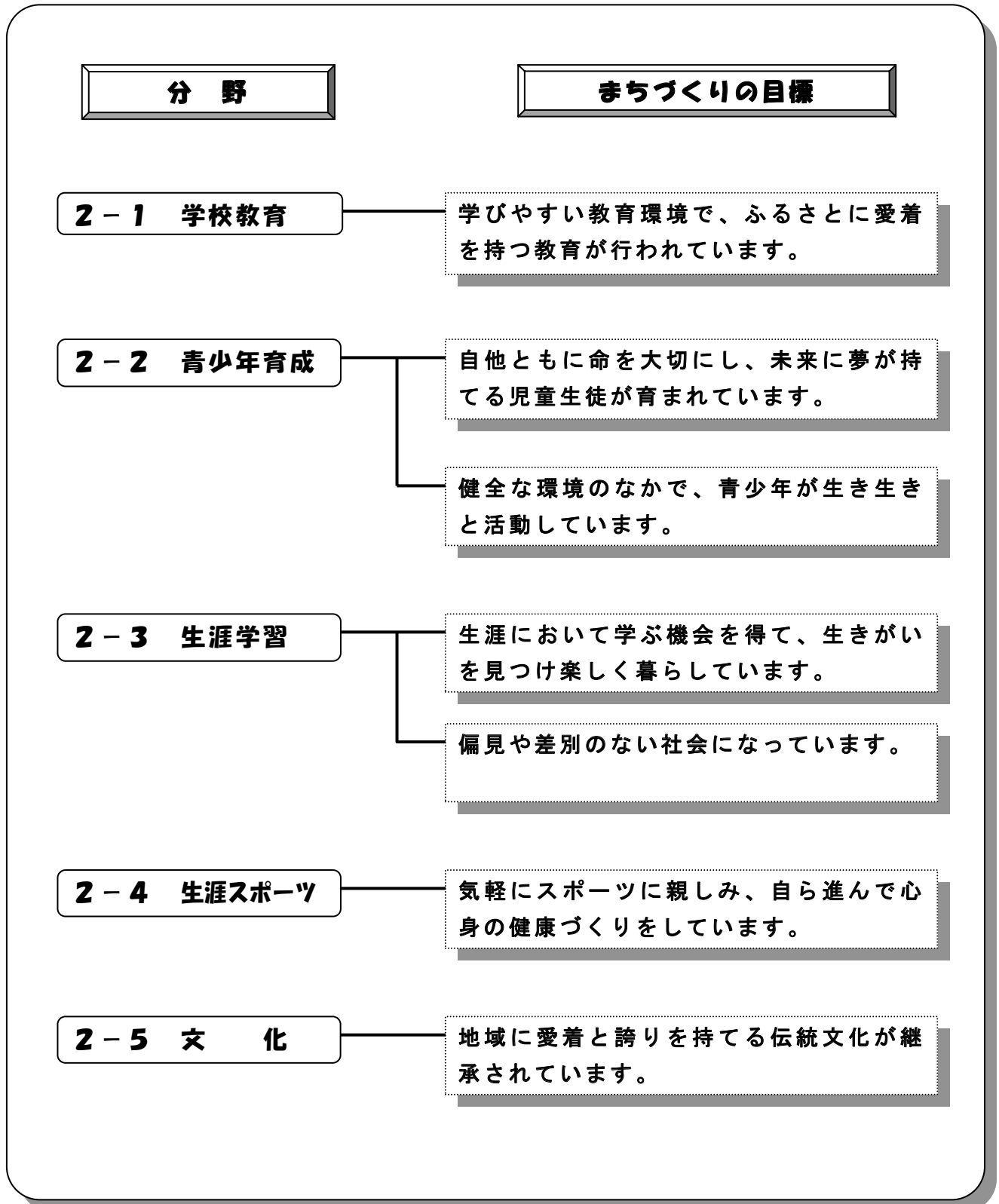
■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	消防力の充実したまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	消防体制の充実	企画調整課 不破消防組合	
	消防設備の整備	企画調整課 不破消防組合	
行政と住民・事業者の役割	救急救助体制の充実	企画調整課 不破消防組合	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○防火意識の高揚を図りながら、住民の生命と財産を守る取り組みを行います。 ○防火設備の整備を推進します。	○地域の人たちが連携し、進んで火災予防に取り組みます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
消防団員の充足率	100%	100%	100%
火災発生件数	7件	0件	0件

※消防団員の充足率：定数 298 人



【施策体系】



2-1 学校教育





■現状と課題

- 働く意欲や職業感の持てる教育を推進するとともに、夢を持った子どもたちを育む取り組みが求められています。
- 幼稚園・小学校においては、園児・児童が減少しています。そのようななか、地域の特性を活かした特色ある教育はさらに重要となっています。なお、小中学校においては、英語指導や、外国人児童生徒に対しての日本語指導、特別支援教育指導など、専門的知識や技能を持った指導者の確保が困難な状況となっています。
- すべての教育施設において、安全性を確保するとともに、心身の成長過程に必要な教育環境を整えることが求められています。
- 家庭、地域社会、学校、行政が連携し、命の大切さについての教育、心の教育、いじめ対策などを中心とした児童生徒へのカウンセリング*の充実が必要となっています。



*カウンセリング：専門家との話し合いを通じて、心理的な問題や悩みについて相談したり、助言を受けたりすること。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	学びやすい教育環境で、ふるさとに愛着を持つ教育が行われています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	特色ある幼稚園や学校教育の推進		学校教育課
	教育環境の整備		学校教育課
行政と住民・事業者の役割	幼稚園と小学校と中学校の連携強化		学校教育課
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○学びやすい教育環境を整備します。 ○時代のニーズに応える教育施策に取り組みます。	○積極的に学校活動に参画し、地域ぐるみで支援します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
地域の伝統行事を教育課程に取り入れている時間数	63 時間		
小中学校の整備状況に満足している住民の割合	74.5%		

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	自他ともに命を大切にし、未来に夢が持てる児童生徒が育まれています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	カウンセリングの充実		学校教育課
行政と住民・事業者の役割	心の教育の充実		学校教育課
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○家庭、地域社会と連携し、相談体制の充実を図ります。	○身近な人が相談相手になります。 ○学校と積極的に情報交換を行います。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
不登校児童、生徒の割合	0.8%	0.7%	0.6%
心の教室相談員*や心のサポーター員の配置数	2人	3人	4人

*心の教室相談員：中学校を対象に、生徒の悩み、不安などを気軽に話せ、ストレスを和らげることのできるような第三者的な存在として、生徒の身近に配置された相談員。

2-2 青少年育成

■現状と課題

- 近年、青少年には生命を尊重する心や物を大切にする心、我慢する心、相手を思いやる心など、心の豊かさや精神的なたくましさに欠ける傾向が見られ、心の教育の充実の必要性が重要な課題となってきました。
- 生活形態の相違や価値観の違いなどから、地域住民の意識の多様化が進み、従来からの地縁的で共同体的な関係が弱体化してきており、隣近所に無関心など、人間関係の希薄化も進んできています。
- 青少年のボランティア活動を奨励するとともに、家庭や団体活動において、青少年への積極的な関わりやコミュニケーションの充実が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	健全な環境のなかで、青少年が生き生きと活動しています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	青少年活動の支援	生涯学習課	
	青少年の活動環境の整備	生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	家庭教育力の向上	生涯学習課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○青少年が進んで活動に参加できる環境整備を行います。	○幅広い年齢層が地域活動に参加し、交流を深めます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
毎朝家族と食事をしている児童、生徒の割合 (家族のだれかと)	72.4%	75%	80%
青少年の補導件数 (垂井署管轄内)	567件		
子ども会など青少年育成活動やPTA活動に参加した住民の割合	16.4%		

2-3 生涯学習

■現状と課題

- 生き生きライフ推進構想に基づき、各地区公民館などで各年代に応じた学級・講座・サークル活動などを行っています。今後は、団塊の世代などに生涯学習への参加を促すため、幅広いニーズの把握が求められています。
- 余暇時間の増大や自己向上意欲の多様化に伴い、学習機会の充実とその活動を支えるボランティアの拡大が求められています。また、利用しやすい生涯学習施設の整備、推進体制の充実などが求められています。
- 近年、芸術や文化への関心が高まってきており、住民主体の生き生きとした芸術・文化活動が展開されています。
- 男女共同参画社会*の実現に向け、各種事業のなかでの意識の啓発、審議会などへの女性の積極的な参画が求められています。
- 今後もより一層、家庭、地域社会、学校において人権教育の展開が求められています。
- 中南米の日系人をはじめ、外国籍住民が増加することは、町の将来像に多様性をもたらすという意味で大きな可能性を見出すことができます。しかし、現時点では、多文化共生*を促進するための諸制度が未整備であるため、人権面などにおいて多くの課題を有しています。

【関連計画】

生き生きライフ推進構想
(平成5年度～)

垂井町男女共同参画プラン

(平成15年度～平成24年度)

生涯学習施設の利用延人数の状況

単位:人

		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
中央公民館	大ホール関係	7,845	8,514	9,109	10,186	10,316	10,702	8,740
	会議室関係	13,991	17,618	16,027	15,934	16,818	17,028	15,524
文化会館	大ホール関係	31,911	28,698	30,342	32,818	33,667	29,830	32,701
	小ホール関係	13,345	10,879	11,199	10,666	11,461	11,130	12,176
	会議室関係	16,497	18,604	18,280	12,754	16,531	14,195	13,186
タルイピアセンター	図書館	149,374	145,617	156,472	156,632	170,028	152,502	145,807
	歴史民俗資料館	21,563	23,512	23,552	22,616	20,066	23,512	20,534
	歴史文献センター	2,432	2,558	1,861	2,063	1,714	431	354
朝倉運動公園	町民体育館	12,288	12,738	13,297	20,518	24,382	19,717	21,334
	野球場	4,731	4,820	3,159	7,553	7,581	7,654	7,857
	第1テニスコート	1,185	1,618	2,633	2,459	3,292	2,409	2,228
	第2テニスコート	2,778	3,551	3,746	3,891	3,886	4,519	4,299
	体育センター	9,001	7,203	6,250	10,895	9,983	11,405	11,215
	町民プール	12,960	11,715	9,431	8,304	8,968	7,940	8,905
	多目的グラウンド	4,557	4,791	6,128	9,717	9,264	7,452	10,374
	自由広場	6,058	8,319	8,601	7,605	7,674	6,250	9,355
	集いの広場	1,273	2,089	1,125	1,260	1,644	3,071	1,138
	スポーツグラウンド	2,962	2,806	3,393	3,812	5,362	5,217	6,628
合計	314,751	315,650	324,605	339,683	362,637	334,964	332,355	

(資料:中央公民館、文化会館、タルイピアセンター、朝倉運動公園)

* 男女共同参画社会: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それにより男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。



* 多文化共生: 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ楽しく暮らしています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	社会教育事業の充実		生涯学習課
	社会教育施設の整備		生涯学習課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○利用しやすい生涯学習環境を整備します。		○1人1学習に積極的に取り組み、教養を高めめます。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
学級や講座の参加者数	10,128人	11,000人	12,000人
社会教育施設(文化会館、タリイピアセンター図書館、中央公民館、各地区公民館)の利用者数	310,216人	320,000人	330,000人
タリイピアセンターの図書の貸し出し数	209,874冊	220,000冊	240,000冊
学級や講座の講師登録者数	202人(H14)	230人	260人
趣味や教養を高める場所に満足している住民の割合	51.8%	➡	➡
スポーツクラブや文化サークルなどの活動に参加した住民の割合	15.9%	➡	➡



■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	偏見や差別のない社会になっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	男女共同参画社会の推進	企画調整課 生涯学習課	
	人権意識の高揚	健康福祉課 学校教育課 生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	多文化共生社会の推進	企画調整課 生涯学習課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の実現に向け啓発を推進します。 ○人権教育や地域への啓発を推進します。 ○在住外国人と地域住民が共生するための体制を整備します。 	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭や地域、企業それぞれの場でお互いの立場を尊重します。 ○地域活動など様々な活動に進んで参加し、人権の重要性を認識します。 ○在住外国人とコミュニケーションを図り、相互理解を深めます。 	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
審議会などへ参加している女性の割合	22.4%	28%	30%
人権問題などの町民活動に参加した住民の割合	3.9%		

※審議会などへ参加している女性の割合：女性委員数 65 人 ÷ 全委員数 290 人

2-4 生涯スポーツ

■現状と課題

- スポーツ人口が減少してきており、今後は、生涯スポーツ振興計画を踏まえたスポーツ事業の充実をはじめ、クラブ・団体・指導者などスポーツボランティアの育成、活用、情報提供など、体系的な施策の展開が必要となっています。また、「スポーツの町宣言」に沿ったさらなるスポーツの振興が必要となっています。
- 行政、体育協会、総合型スポーツクラブ「レッツ」など、スポーツ活動の推進に取り組んでいる関係団体の連携強化が求められています。
- ウォーキングなどの軽スポーツにより、健康・体力づくりを行えるような環境づくりが求められています。
- 朝倉運動公園などの一部のスポーツ施設で老朽化が進み、利用者ニーズの多様化に対応した施設の整備や管理が求められており、そのための財源確保や効率的な施設運営が必要となっています。

【関連計画】

垂井町生涯スポーツ振興計画
(平成20年度～平成29年度)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	気軽にスポーツに親しみ、自ら進んで心身の健康づくりをしています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	スポーツ活動の推進	生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	スポーツ施設の整備	学校教育課 生涯学習課 建設課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○スポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。	○1人1スポーツに取り組み、健康づくりに励みます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
スポーツ少年団の加入率	25.3%	27%	28%
体育施設(南体育館、北部グラウンド、各小中学校の体育館・グラウンド、朝倉運動公園)の利用者数	173,089人	180,000人	183,000人
グラウンドや体育館などのスポーツ施設に満足している住民の割合	61.4%	➡	➡
スポーツクラブや文化サークルなどの活動に参加した住民の割合	15.9%	➡	➡

※スポーツ少年団の加入率：加入数 431人 ÷ 児童数 1,704人

2-5 文化

■現状と課題

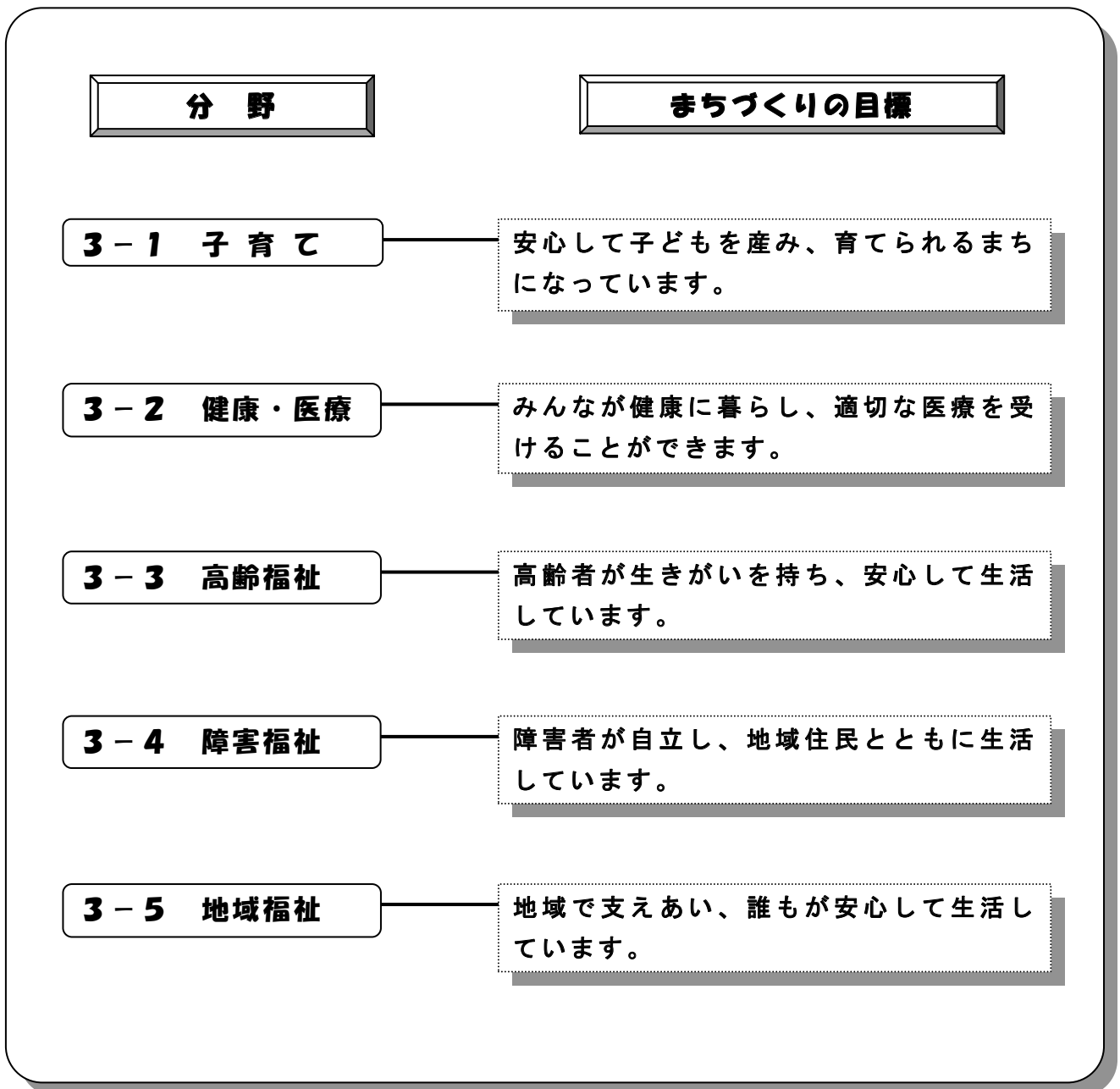
- 伝統行事への参加者や伝承芸能の担い手が固定化・減少化しており、住民の意向に即した活動や後継者の育成支援が必要となっています。
- 史跡や文化財の保存、また、景観整備を進めるため、古い建物の調査やボランティアなどによる住民協働型の施策展開を図っていくことが必要となっています。
- 垂井町の様々な歴史や文化を紹介する企画展の開催や新たな文化財冊子の発行などが求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	郷土芸能の継承	生涯学習課 産業課	
	文化財の保存と活用	生涯学習課 産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○文化財の整備と継承活動を支援します。	○伝統文化の保存や継承活動に参加し、愛着と誇りを持ちます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
タリイピアセンター 歴史民俗資料館、歴史 文献センターの入場 者数	20,888人	22,000人	23,000人
文化財など歴史的資源の保護、保存状況に満足している住民の割合	70.5%	➔	➔
地域の祭り、伝統芸能などの保存継承活動に参加した住民の割合	23.1%	➔	➔



【施策体系】



3-1 子育て

■現状と課題

- 就業構造の変化により女性の社会参画が進み、共働き世帯が増加しています。このため、働く親の必要に応じた保育サービスの充実が求められています。
- 家庭で代々受け継がれてきた知識やルールは、少子化や核家族化の進行、また、隣近所など地域のなかでの助け合いの意識が軽薄化しており、地域で子どもを見守る体制の構築が求められています。
- 子どもを産み育てることに関する不安や悩みを抱える親が増加していることから、男性の育児参加に対する支援など、親への支援を含めた子育て環境の整備や、安心して子どもが産める環境の整備が求められています。
- 平成18年度上半期に児童虐待で死亡した児童は、全国で28人となっています。垂井町でこのような事件や事故が発生しないよう、子育ての悩みを気軽に相談できる窓口の設置や事件を未然に防ぐため、地域と行政機関などのさらなるネットワークの構築が必要となっています。

【関連計画】
大垣地域次世代育成支援行動計画
(平成17年度～平成21年度)

保育所の推移

	昭和62年	平成4年	平成9年	平成14年	平成19年
公立保育所数 (箇所)	8	8	8	8	8
私立保育所数 (箇所)	1	1	1	1	1
保育所定員 (人)	740	690	670	740	855
入所園児数 (人)	631	557	580	655	742
専任職員数 (人)	46	56	66	88	99

注)各年4月1日現在

(資料:健康福祉課)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	安心して子どもを産み、育てられるまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	働く親の支援		健康福祉課
	子育て環境の整備		健康福祉課
	幼保一元化等の推進		健康福祉課 学校教育課
	虐待防止体制の整備		健康福祉課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○保育サービスの充実を図り、子育て支援の環境づくりを行います。		○愛情をもって子育てを行います。 ○地域みんなで子育てを支援します。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
子育て支援センターの利用者数	13,838人	15,000人	16,000人
保育園、幼稚園の整備状況に満足している住民の割合	72.8%	➔	➔



3-2 健康・医療

■現状と課題

- 住民ニーズに即した各種健康講座の見直しや、専門家を招いた指導体制の充実を図るなど、健康増進を目的とした事業が求められています。
- 「食」の大切さに対する意識が希薄化するなかで、安全で栄養面でのバランスがとれた食事をする習慣を身につけることが必要となっています。
- 早期発見、早期治療を目的に各種健（検）診の充実を図ることにより、健（検）診の必要性を促し、疾病予防対策を推進するとともに、医療費を下げることが求められています。
- 福祉医療の充実が図られるなかで、いつでも、どこでも、安心した地域医療が受けられるような体制づくりが求められています。
- 医療技術の進歩や急速な高齢化などによる医療費の増大、相互扶助の意識の変化による保険税徴収率の低下など、国民健康保険の健全で安定した運営が課題となっています。

【関連計画】

特定健康診査等実施計画
(平成20年度～)





町内医療施設の推移

	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
病院総数 (箇所)	3	3	2	2	2
病床数 (床)	599	599	512	507	507
診療所総数 (箇所)	13	12	12	14	16
無床施設数 (箇所)	12	11	10	13	15
歯科診療所数 (箇所)	7	8	10	10	11
医師数 (人)	23	23	28	29	24
歯科医師数 (人)	8	8	11	12	14

注)各年10月1日現在

(資料:西濃地域の公衆衛生)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	みんなが健康に暮らし、適切な医療を受けることができます。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	健康づくりの推進		健康福祉課 生涯学習課
	食育*の推進		健康福祉課 産業課 住民課 学校教育課 生涯学習課
	疾病予防対策の推進		健康福祉課 住民課
	地域医療体制の充実		健康福祉課
	国民健康保険の健全運営の推進		住民課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○健康づくり事業を推進し、健康増進を図ります。 ○医療機関と連携し、医療体制を充実します。		○健康に関する意識を高め、進んで健康づくりに取り組みます。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
国民健康保険加入者 (老人除く) 1人当たりの医療費(療養諸費用額)	261,370円	260,000円	260,000円
住民検診などの保健事業に満足している住民の割合	76.0%		
病気になったときの医療体制に満足している住民の割合	55.2%		

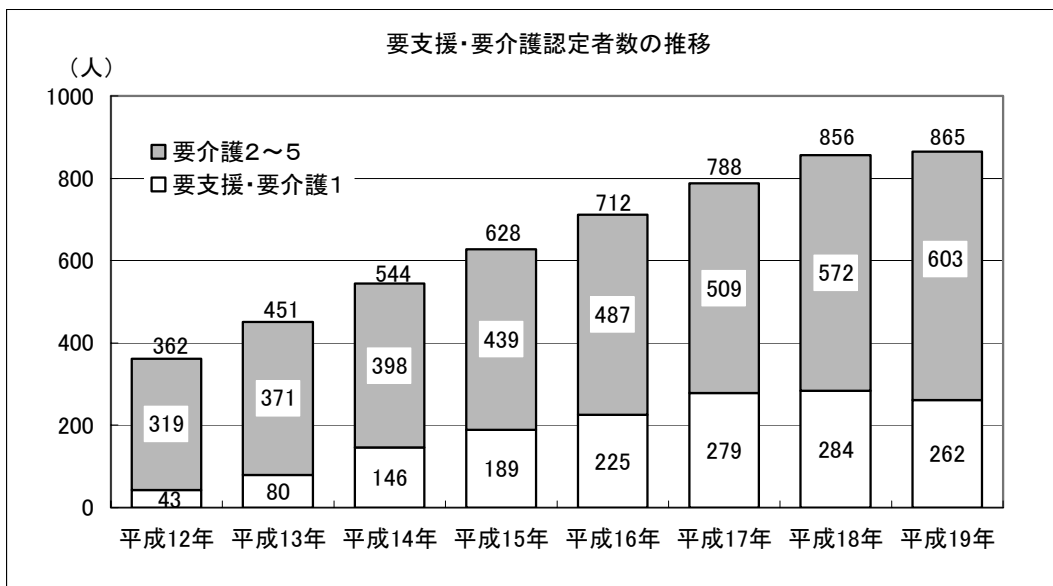
* 食育：心身の健康の基本となる、食生活に関するさまざまな教育を行うこと。食べる物を選ぶ力、食べ方、調理法、味覚形成、食べ物の生育に関する知識や豊かな食生活の楽しみを覚えるなどの力をつけることを目指す。

3-3 高齢福祉

■現状と課題

- 高齢者の人数は年々増え続けており、老老介護*の増加が懸念されています。このため、ヘルパーなどの適切な利用により、必要な人に必要な支援が届くよう、計画的な人材確保を行うことが求められています。
- 要介護者は年々増え続けています。介護予防事業の推進、利用を促進することにより、高齢者の健康維持、体力づくりに努め、要介護者にならないような支援を行うことが必要となっています。
- 豊富な知識や人生経験を活かせるよう、生きがい活動や働く場の提供が必要となっています。

【関連計画】
 第3期 いきがい長寿やすらぎプラン21
 (平成18年度～平成20年度)



注)各年4月末現在

(資料：健康福祉課)

* 老老介護：家庭の事情などにより、高齢者が高齢者の介護をすること。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	高齢者が生きがいを持ち、安心して生活しています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	生きがい対策の推進		健康福祉課
	在宅支援の充実		健康福祉課
	介護保険の健全運営の推進		健康福祉課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○生きがいを持って、住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備します。		○健康を維持し、元気に進んで社会参加をします。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
いきいきふれあいサロンの利用者数	2,055人	3,000人	3,700人
高齢者人口における要介護者の割合	14.7%	14.5%	14.0%
老人福祉センターの利用者数	20,892人	21,500人	22,000人
高齢者や障害者の福祉対策に満足している住民の割合	52.9%	➡	➡

※高齢者人口における要介護者の割合：要支援以上の人数 866人 ÷ 65歳以上の人数 5,910人（平成18年4月1日現在）



3-4 障害福祉



■現状と課題

- 障害者が地域で生き生きと生活できるよう、活動の場、就労の場、交流の場を確保することが必要となっています。また、地域で生活する障害のある人に必要な情報と的確なサービスが提供できるよう、相談・支援体制の充実が必要となっています。
- 在宅生活の支援、介護者の支援の観点から、適切なホームヘルプの利用促進、一時支援の確保が必要となっています。

【関連計画】

- 垂井町障害者計画
(平成19年度～平成23年度)
- 垂井町障害福祉計画
(平成18年度～平成20年度)

■目標達成に必要な施策と成果指標



こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	障害者が自立し、地域住民とともに生活しています。			
こんなことに取り組みます	施策	担当課		
	活動や交流の場の整備	健康福祉課		
	就労支援	健康福祉課		
	在宅支援の充実	健康福祉課		
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割		
	○自立を支援し、社会の一員として地域で生活できるよう環境を整備します。	○進んで社会参加し、自立に努めます。 ○障害者が積極的に社会参加できるよう協力します。		
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値		
		H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	日中活動(通所施設など)利用者数	29人	75人	80人
	日中一時支援利用者数	5人	15人	30人
相談支援事業利用者数	531人			

3-5 地域福祉

■現状と課題

- 核家族化や少子高齢化などの家庭状況の変化によって、社会福祉に対する人々の意識は大きく変化しており、住民が主体的に地域社会の課題（ニーズ）に関わり、行政や住民、各種団体・機関と協働しながら、福祉コミュニティを構築する必要があります。
- 垂井町における福祉ボランティア登録団体数は、平成18年度で9団体、登録者数は305人となっており増加傾向にあります。このため、ボランティアセンターなどの活動拠点を整備するなど、活動支援を行うことが必要となっています。
- 行政、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員などとの連携強化を図るとともに、必要な情報と的確なサービスが提供できるよう、福祉ネットワークづくりとしての総合福祉施設の整備が必要となっています。
- 高齢者、障害者のみならず、誰もが安心して地域で生活できるよう、道路、公共施設などにおけるバリアフリー化の推進が必要となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域で支えあい、誰もが安心して生活しています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	地域福祉活動の活性化	健康福祉課	
	バリアフリー化の推進	健康福祉課 建設課 関係各課	
	総合福祉施設の整備	健康福祉課	
行政と住民・事業者の役割	総合的な相談体制の整備	健康福祉課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○福祉意識の高揚に努め、地域で支えあえる環境を整備します。	○地域での連帯意識を高め、支えあえる地域をつくります。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
福祉ボランティアの登録者数	305人	400人	500人
福祉などのボランティア活動に参加した住民の割合	10.6%		

【施策体系】

分野

まちづくりの目標

4-1 自然環境

おいしい水や空気に恵まれ、豊かな自然が継承されています。

4-2 環境衛生





環境に配慮した意識が定着し、循環型社会になっています。

4-1 自然環境

■現状と課題

- 温暖化など地球規模での環境問題が深刻化するなか、CO₂削減など環境に対する取り組みを通して、住民の意識改革を促すことが求められています。
- 水と緑に恵まれた豊かな自然は垂井町にとって貴重な財産です。この財産を最大限に活かしながら、ハリヨやホテルなどとふれあう機会や場の積極的な拡充が必要となっています。
- 自然環境の適切な把握・保全に努め、学習活動の促進など、豊かな自然を継承するための共通理解を高めることが求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	おいしい水や空気に恵まれ、豊かな自然が継承されています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	自然環境の保全	住民課 産業課 生涯学習課	
行政と住民・事業者の役割	緑化の推進	企画調整課 建設課 産業課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○環境教育を推進し、住民意識の高揚を図ります。 ○豊かな自然環境を保全し、環境負荷が少なくなる取り組みを行います。	○自然環境への意識を高め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を図ります。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
川の水や空気がきれいなことに満足している住民の割合	78.8%		
地域の清掃、美化などの活動に参加した住民の割合	46.5%		

4-2 環境衛生

■現状と課題

- ごみの細分化による分別を推進し、自然との共生と循環型社会の構築を目指すため、3R〈リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）〉などの取り組みが必要となっています。
- ごみ問題は私たちの日常生活に起因するものです。環境に対する問題意識を高め、地域ぐるみによる環境保全運動の体制づくりが不可欠となっています。
- 清潔で美しい環境を形成するため、住民の理解と協力を求めながら生活雑排水による河川の水質汚濁を防止し、快適な生活環境の向上に努める必要があります。
- 一般廃棄物処理施設の処理量が年々増加傾向にあり、最終処分場も含め処理能力にも限界があることから、今後の対応策の検討が必要となっています。



■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	環境に配慮した意識が定着し、循環型社会になっています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	ごみの減量化の推進		住民課
	不法投棄の防止		住民課
	環境汚染の未然防止		住民課
	生活環境の向上		住民課
	衛生施設の整備		住民課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○ごみの減量化に取り組み、リサイクル社会の構築を目指します。		○環境問題を意識します。 ○資源ごみのリサイクルに取り組みます。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
住民1人当たりの可燃、不燃ごみ排出量(1日)	850g	800g	750g
ごみのリサイクル率	3.29%	5%	7%
大気(ダイオキシン類)測定値 (ゴミ焼却施設)	0.12ng-TEQ/m ³	0.12ng-TEQ/m ³	0.12ng-TEQ/m ³
河川のBOD*測定値 (10箇所平均値)	1.40mg/L		
ごみ、し尿の収集状況に満足している住民の割合	74.0%		

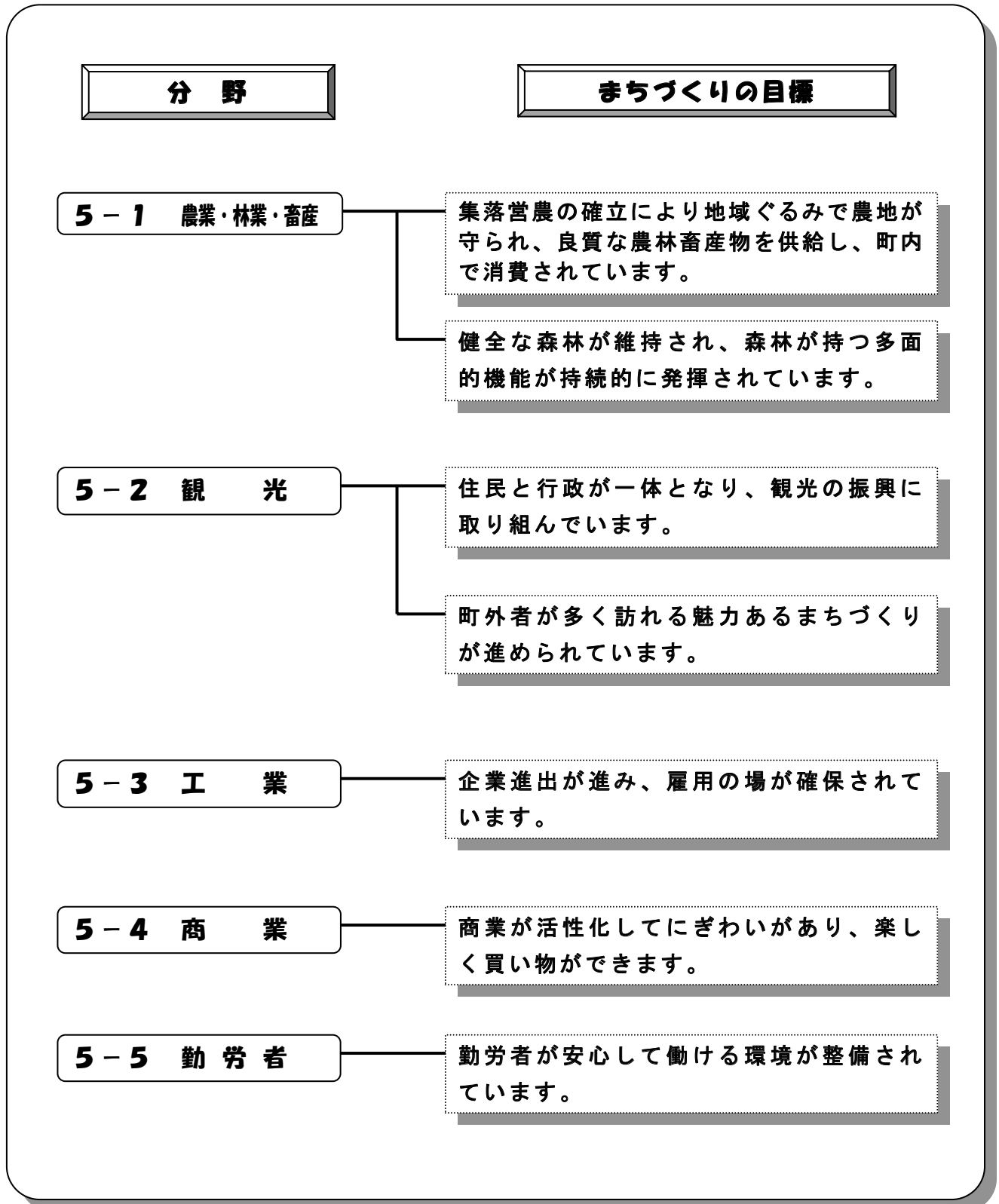
※住民1人当たりの可燃、不燃ごみ排出量(1日): (可燃・不燃ゴミの量 9,578.58t - 瓦・レンガの量 473t) ÷ 29,323人 ÷ 365日

※ごみのリサイクル率: ペットボトル、トレー、ビン、牛乳パックの量 299.15t ÷ (可燃・不燃ゴミの量 9,578.58t - 瓦・レンガの量 473t)

* BOD: Biochemical Oxygen Demand (生物化学的酸素要求量) の略。水中に含まれる有機性物質が、微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素の量。この数値が大きいほど汚れの程度が高くなる。

第5節 産業・交流

【施策体系】



5-1 農業・林業・畜産

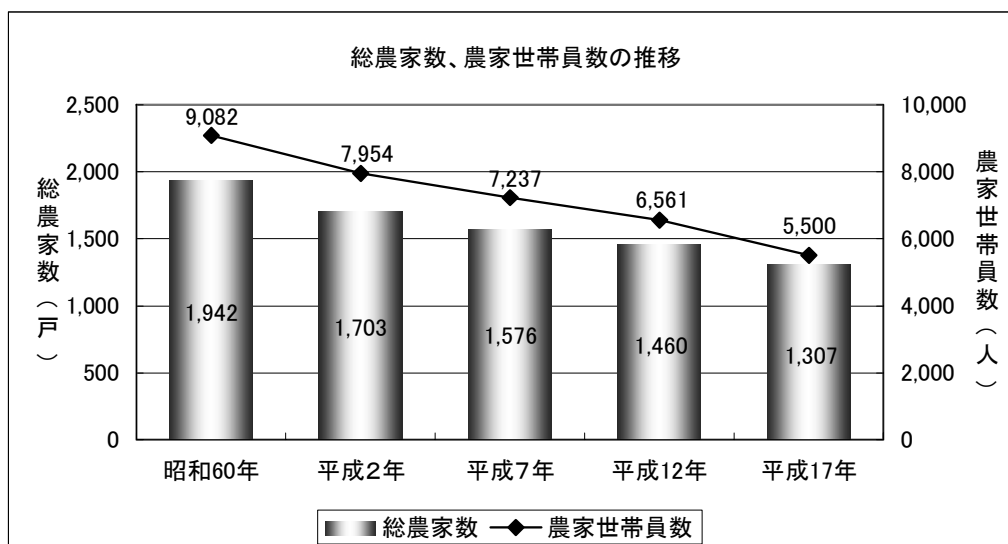
■現状と課題

- 農業者の高齢化が進み、担い手の確保が重要な課題となっており、地域が主体となり地域の農地を守れるような体制を確保することが求められています。
- 担い手を育成、確保するため、計画的な作付け、機械整備などによる安定した農業経営を目指し、経営感覚を備えた収益性の高い農業を推進することが必要となっています。
- 農業に取り組みやすい環境を整備し、農地の収益性を確保するため、既存の農業施設を適切に保全し、効率的な基盤づくりを進めることが求められています。
- 良質（安全・安心）で安定した町内農林畜産物の生産供給基盤の整備を進めるため、地産地消を推進することが求められています。
- 自然涵養や防災面などから、適切な森林整備を行うことが求められています。

【関連計画】

垂井農業振興地域整備計画
（平成19年度～）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
（平成17年度～平成26年度）



（資料：農林業センサス）

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	集落営農の確立により地域ぐるみで農地が守られ、良質な農林畜産物を供給し、町内で消費されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	担い手の育成		産業課	
	高収益農業の推進		産業課	
	農業の基盤づくり		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○農業に取り組みやすい環境を整備します。		○地域農業に関心を持ち、積極的に農業に取り組みます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値		
		H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	担い手への土地利用集積率	34.1%	59%	85%
	農業生産法人数	4団体	9団体	11団体
学校給食の地元食材活用率	3.6%	10%	15%	

※担い手への土地利用集積率：担い手への集積面積 310ha ÷ 町内水田面積 908ha

※学校給食の地元食材活用率：町内食材活用量 2,581kg ÷ 全体量 71,448kg

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	健全な森林が維持され、森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されています。			
こんなことに取り組みます	施策		担当課	
	適正な森林の整備		産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割	
	○計画的な森林整備を進めます。		○造林事業(間伐、枝打ち、下刈り、植林など)、治山事業に伴う保安林*指定の推進や制度への理解を深め、進んで山に関わりを持ちます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値		
		H24 (5年後)	H29 (10年後)	
	保安林面積	238ha (H16)	300ha	360ha
	間伐事業面積(18年度からの累積)	30ha	200ha	400ha



*保安林：水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公共目的を達成するため、森林法に基づき、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林。

5-2 観光

■現状と課題

- より多くの観光客を呼び込むため、垂井町内に点在する観光資源の整備や修景事業、および観光イベントの振興などが求められています。
- 町民が垂井町内の観光資源を理解するとともに、意識の向上を図るための研修会などの開催が求められています。
- 垂井町の観光をPRする手段の開発を進める必要があります。
- 町内の観光資源について、近隣市町の観光資源と連携を図り、広域的な視点で考える必要があります。
- 豊かな自然・歴史・文化資源を活用したレクリエーション施設、保養施設や、新たな集客交流拠点の整備を進める必要があります。
- 地域外からの情報や来訪者の増大は、地域の活性化の重要な要素となっています。今日、近隣市町との連携など様々な交流事業が行われていますが、さらなる交流促進が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が一体となり、観光の振興に取り組んでいます。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	推進体制の充実		産業課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○観光関係機関との連携強化を図ります。		○地域のことを知り積極的に観光振興に取り組めます。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
観光案内などのボランティア活動に参加した住民の割合	2.3%		

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	町外者が多く訪れる魅力あるまちづくりが進められています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	観光情報の発信強化		産業課
	観光資源の整備		産業課
行政と住民・事業者の役割	交流事業の促進		企画調整課 産業課
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○計画的に観光資源の整備を推進します。 ○積極的に観光情報を発信します。	○計画段階から進んで観光資源の宣伝や整備に参画します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
観光客入込客数	512,954人	550,000人	650,000人
ホームページの観光ガイドへのアクセス数 (月平均)	898件	2,000件	5,000件



5-3 工業

■現状と課題

- 企業誘致や町内企業の育成を推進するための制度の整備が求められています。
- 恵まれた地理的条件などを活かし、企業誘致のための工業団地の確保や高速道路につながる道路などの基盤整備が求められています。
- 平成18年工業統計調査*結果によると、垂井町の製造品出荷額等は県下で12位となっています。

工業(事業所数、従業者数、製造品出荷額等)の推移

	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
平成2年	168	5,836	1,607
平成3年	173	5,803	1,651
平成4年	167	5,762	1,549
平成5年	159	5,444	1,418
平成6年	153	5,070	1,331
平成7年	149	5,057	1,385
平成8年	148	5,047	1,338
平成9年	138	5,002	1,342
平成10年	147	5,111	1,266
平成11年	144	4,925	1,194
平成12年	144	4,762	1,137
平成13年	139	4,494	1,053
平成14年	131	4,346	983
平成15年	125	4,067	954
平成16年	110	3,948	1,010
平成17年	109	3,981	1,098
平成18年	104	4,104	1,199

(資料:工業統計調査(従業者4人以上事業所))

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	企業進出が進み、雇用の場が確保されています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	企業が進出しやすい基盤の整備	建設課 産業課	
	既存企業の育成	産業課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○企業にとって魅力ある環境を整備します。	○事業者は、地元雇用の拡大を図ります。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
製造品出荷額等(工業統計調査)	1,199億円	1,300億円	1,500億円
企業誘致数	0件	3件	8件

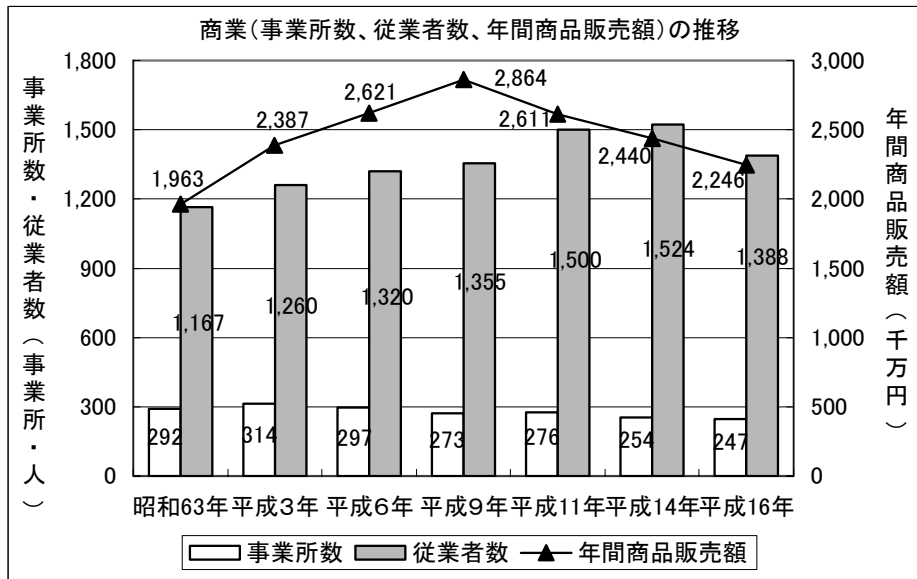
* 工業統計調査：全国の製造業を営む事業所の1年間の生産活動に伴う製造品出荷額、原材料使用額等を調査し、産業別、規模別、地域別に製造業の実態を明らかにすることを目的として実施する調査。

まちづくりの柱5 産業・交流

5-4 商業

■現状と課題

- 商工会を中心として、魅力のある商店街、商業施設の整備を行うことが求められています。
- 地域内ですべてのものが購入できるような、消費者の立場に立った店づくりが求められています。
- 商業後継者を育成していく環境づくりが必要となっています。



(資料: 商業統計調査)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができます。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	にぎわいのある商業の展開		産業課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○ 商工会と連携して魅力と活力ある店舗づくりを進めます。		○ 地域に愛される商業活動を展開します。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
	年間商品販売額 (商業統計調査*)	2,246 千万円 (H16)	3,000 千万円
日常の買い物の便利さに満足している住民の割合	58.6%	➔	➔

* 商業統計調査：我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施する調査。

5-5 勤労者

■現状と課題

- 高齢者や障害者、外国人、子育てをしている女性など、誰もが平等で、健康的に働くことのできる環境づくりが求められています。
- 特に近年、外国人の勤労者が増加してきており、多様な就業形態に対応できる労働環境の整備が求められています。
- 働く意欲のある高齢者や若者などに対する情報提供や相談窓口の設置などにより、雇用の安定を図ることが必要となっています。

労働力状態別15歳以上人口、労働力率、完全失業率

	平成7年	平成12年	平成17年
15歳以上人口総数(人)	24,005	24,558	24,702
労働力人口(人)	15,386	15,448	15,308
労働力率(%)	64.1	62.9	62.0
就業者(人)	14,879	14,859	14,550
完全失業者(人)	507	589	758
完全失業率(%)	3.3	3.8	5.0
非労働力人口(人)	8,615	9,105	9,326

注)15歳以上人口総数には、労働力状態「不詳」を含む。(資料:国勢調査)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	勤労者が安心して働ける環境が整備されています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	労働環境の整備		産業課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○勤労者対策を充実します。		○進んで勤労者に対する制度を活用します。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
垂井町内に勤務している住民の割合(国勢調査)	48.1% (H17)	50%	54%
完全失業率(国勢調査)	5.0% (H17)	4.5%	4.0%

※垂井町内に勤務している住民の割合(国勢調査): 町内勤務者 6,994人 ÷ 就業者数 14,550人

※完全失業率(国勢調査): 失業者数 758人 ÷ 労働力人口 15,308人

第6節 都市基盤

【施策体系】

分野

まちづくりの目標

6-1 道路

住民と行政が連携して、安全な道路が確保されています。

6-2 河川・治水

総合的な治水対策により、災害に強いまちになっています。

6-3 公園

誰もが楽しみながら健康増進を図ることができる公園になっています。

6-4 市街地形成

誰もが住みたくなる住環境になっています。

6-5 上・下水道

いつも安全な水が供給されています。

快適な生活環境が整備されています。

6-6 公共交通

利用しやすい公共交通機関が確保されています。

6-1 道路

■現状と課題

- 国道 21 号を中心とした幹線道路や各地域間を結ぶ補助幹線道路など、道路の機能に応じて、段階的なネットワークを形成するための道路整備が求められています。また、垂井町の南側を通る名神高速道路や東側に計画されている東海環状自動車道を活かしたまちづくりが求められています。
- 平成 17 年度の交通センサス*によると、大垣西部における国道 21 号の平日 12 時間交通量は 19,000 台と、著しい混雑がみられ、4 車線化などの緩和策が望まれています。
- 町の顔となる駅前や中心市街地、中山道や美濃路などの歴史街道などと調和した環境整備・景観整備の推進とともに、既存住宅地の狭い道路の改良や未利用地の宅地化を図る道路の新設が必要となっています。
- 歩道の未設置区間や狭小幅員区間があるため、生活道路として安全・安心な歩行空間を確保することが求められています。

町道の整備状況

	実延長 (m)	未舗装 (タール含) (m)	舗装		橋梁	
			コンクリート (m)	アスファルト (m)	橋梁数 (箇所)	延長 (m)
平成13年	226,538	14,857	1,277	210,404	147	1,660
平成14年	227,047	7,169	1,297	218,581	147	1,660
平成15年	229,546	7,072	1,297	221,177	147	1,660
平成16年	230,296	6,807	1,297	222,192	147	1,666
平成17年	231,452	6,700	1,297	223,455	148	1,686
平成18年	231,795	6,771	1,292	223,732	148	1,686
平成19年	235,422	6,654	1,295	227,473	148	1,689

注)各年4月1日現在

(資料:建設課)

平成19年 舗装延長 228,768 m
舗装率 97.2 %

道路の整備状況

	総数		舗装		改良		
	路線数	延長(m)	延長(m)	舗装率(%)	延長(m)	改良率(%)	
国道	1	5,154	5,154	100.0			
一般県道	7	30,063	28,130	93.6			
町道	1.2級	54	45,458	45,050	99.1	40,733	89.6
	その他	743	189,964	183,718	96.7	113,412	59.7
農道	43	104,500	76,770	73.5			
林道	24	36,722	8,715	23.7			

注)国道・一般県道は平成18年4月1日、町道は平成19年4月1日現在

(資料:建設課)

農道・林道は平成18年3月現在

(資料:産業課)

都市計画道路



種別	計画	改良済		概成済	
	総延長(km)	延長(km)	改良率(%)	延長(km)	概成率(%)
幹線街路	29.64	9.32	31.4	8.95	30.2

注)平成19年4月1日現在

(資料:建設課)

* 交通センサス：正式名称は「全国道路交通情勢調査」。道路の整備状況、旅行速度、自動車の運行目的、都市部の駐車場の状況など、道路と交通に関して多面的・継続的に実施する調査。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が連携して、安全な道路が確保されています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	道路交通網の整備		建設課
	国道 21 号 4 車線化の推進		建設課
	道路環境の整備		建設課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○目指すべき土地利用の方針に基づいて道路を整備します。 ○便利さとゆとりのある道路を整備します。		○道路事業に協力します。 ○除雪作業など生活道路の維持管理を行います。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
6 m 以上の幅員がある町道の割合	32.9%	34%	35%
町道の歩道整備率 (5.5m以上の幅員)	36.8%	38%	40%
道路事情や道路の整備状況に満足している住民の割合	44.8%		

※ 6 m 以上の幅員がある町道の割合 : 6 m 以上の町道延長 77,477.6m ÷ 全町道実延長 235,422.0m

※ 町道の歩道整備率 (5.5m以上の幅員) : 歩道等設置道路延長 15,867.6m ÷ 規格改良済 5.5m 以上町道延長 43,119.0m



6-2 河川・治水

■現状と課題

- 垂井町内には一級河川の相川をはじめ多くの河川が流れており、このうち相川については計画的な改修の結果、洪水、浸水などによる被害の恐れは解消されつつあります。今後は、泥川など中小の河川を中心とした河川改修や土砂災害に対する危険箇所を整備するとともに、ハザードマップ*の作成や避難体制の整備など、ソフト対策の推進が必要となっています。
- 治水機能の向上を主眼とした河川改修を進めてきましたが、今後は、災害時におけるオープンスペースの確保や、町民が憩うことのできる身近な親水空間づくりを目指した整備が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	総合的な治水対策により、災害に強いまちになっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	砂防や急傾斜地整備の推進	建設課 企画調整課	
	河川災害や市街地浸水の防止	建設課 企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○関係機関に働きかけながら、危険箇所を整備します。 ○地域の特性を活かした自然に優しい河川の整備を行います。	○危険箇所を把握し、災害に備えます。 ○行政と一体となって身近な水辺環境を維持管理します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
急傾斜地崩壊危険箇所*のうち施設整備した箇所数	8箇所	9箇所	10箇所

*ハザードマップ：自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲および被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。



*急傾斜地崩壊危険箇所：傾斜度30度以上、高さ5メートル以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼす恐れのある箇所、また、人家はないものの今後新規の住宅立地などが見込まれる箇所。

6-3 公園

■現状と課題

- 現在、垂井町には都市公園*や児童公園など様々な公園がありますが、それらの公園の管理が統一されていないため、一元的な管理が求められています。
- 豊かな水を活かした親水公園や、美濃国府跡をはじめとする歴史資源の周辺における歴史公園、美しい緑を体験できる自然公園など、地域の特性を活かした公園の整備が求められています。
- 朝倉運動公園は、広域避難地として位置づけられており、防災ヘリコプター緊急離着陸場および一時集積配分拠点*となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	誰もが楽しみながら健康増進を図ることができる公園になっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	公園管理や運営の充実	建設課 生涯学習課 総務課	
行政と住民・事業者の役割	地域の特性を活かした公園の整備	建設課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○効率的な公園管理に取り組みます。 ○お年寄りや子どもにも利用しやすい公園を整備します。	○身近な公園の維持管理に行政と一緒に取り組めます。 ○公園を積極的に利用します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
住民1人当たりの都市公園面積	5.56 m ²	7.1 m ²	8.3 m ²
公園や子どもの遊び場に満足している住民の割合	42.0%		

* 都市公園：都市計画施設である公園または緑地で、地方公共団体または国が設置するもの、および地方公共団体が都市計画区域において設置する公園または緑地。

* 一時集積配分拠点：道路の交通混乱を避け、被災地内の避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点。

6-4 市街地形成

■現状と課題

- 建物の更新にあわせてオープンスペースの確保および街並みの改善が行われるよう、地区計画の策定や建築協定の指定を促進することが求められています。
- 公営住宅において、入居者の高齢化が進展しており、住宅のバリアフリー化が急務となっています。
- 垂井町内の7地域のうち、人口減少が著しい地域においては、コミュニティ崩壊を防ぐ観点からも、新たな住宅建設の促進が必要となっています。

【関連計画】

垂井町都市計画マスタープラン
(平成18年度～平成32年度)

垂井町公営住宅ストック総合活用計画
(平成14年度～平成22年度)

土地利用の指定状況

	面積 (ha)	町域面積に 占める割合 (%)
都市計画区域	3,117	54.5
市街化区域	709	12.4
用途地域	709	12.4
住宅系用途地域	471	8.2
商業系用途地域	22	0.4
工業系用途地域	216	3.8
準防火地域	18	0.3
地区計画	47	0.8
市街化調整区域	2,408	42.1

注)平成19年4月1日現在

(資料:建設課)

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	誰もが住みたくなる住環境になっています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	計画的な土地利用の推進	建設課	
	新規住宅建設の促進	建設課	
	公営住宅の整備	建設課	
行政と住民・事業者の役割	既存住宅の環境整備	建設課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○安心して住むことができる環境を整備します。	○まちづくりのルールを守ります。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
市街化区域内の住宅用地の面積	2,164,900 m ² (H14)	2,257,000 m ²	2,304,000 m ²

6-5 上・下水道

■現状と課題

- 垂井町においては、水道施設の老朽化が著しく、耐震化をはじめとする施設整備が必要となっています。
- 梅谷簡易水道、敷原飲料水供給施設、東大滝簡易水道の上水道への統合に向け、増圧ポンプ場および送配水管の改修などが今後の課題となっています。
- 下水道については、平成14年の供用開始から3年以上を経過した未接続世帯に対する普及促進が課題となっています。

【関連計画】
 垂井町上水道第6次変更事業認可
 （平成13年度～平成27年度）
 垂井町公共下水道基本計画書
 （平成5年度～平成35年度）

上水道の状況

		給水戸数 (戸)	年間給水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)	給水人口 (人)	1人1日平均 使用量 (ℓ)
上水道	平成12年度	7,766	3,528,796	9,667.9	23,732	407.4
	平成13年度	7,760	3,464,940	9,493.0	23,615	402.0
	平成14年度	7,841	3,383,739	9,270.5	23,753	390.3
	平成15年度	7,915	3,272,264	8,940.6	23,736	376.7
	平成16年度	7,972	3,244,706	8,889.6	23,734	374.6
	平成17年度	8,031	3,251,519	8,908.3	23,732	375.4
	平成18年度	8,116	3,200,328	8,768.0	23,769	368.9
簡易水道	平成12年度	1,512	485,138	1,329.1	5,539	240.0
	平成13年度	1,511	476,266	1,304.8	5,523	236.3
	平成14年度	1,511	472,989	1,295.9	5,468	237.0
	平成15年度	1,510	472,361	1,290.6	5,424	237.9
	平成16年度	1,515	474,613	1,300.3	5,407	240.5
	平成17年度	1,519	493,817	1,352.9	5,391	251.0
	平成18年度	1,528	491,684	1,347.0	5,378	250.5

※平成15年度はうるう年のため366日/年

(資料:水道課)

下水道の状況

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	
公共下水道	処理区域面積 (ha)	155	207	243	289	347	
	処理区域内人口 (人)	4,071	6,360	7,930	8,800	9,940	
	水洗化人口 (人)	1,409	2,846	4,295	5,307	6,154	
	汚水処理量 (m ³)	74,971	213,460	401,815	500,407	636,632	
農業集落排水	北部第一	処理区域内人口 (人)	493	471	458	455	447
		水洗化人口 (人)	491	467	454	451	443
		汚水処理量 (m ³)	61,774	62,371	64,588	78,670	62,411
	伊吹	処理区域内人口 (人)	259	261	251	250	246
		水洗化人口 (人)	210	236	243	242	233
		汚水処理量 (m ³)	19,045	21,384	22,224	22,255	21,830



(資料:下水道課)

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	いつも安全な水が供給されています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	上水道の整備		水道課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○安全でおいしい水を供給します。		○水資源を有効に利用します。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
水道施設の最大稼働率	85.5%	80%	76%

※水道施設の最大稼働率：1日最大給水量 12,316 m³/日 ÷ 施設能力 14,400 m³/日

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	快適な生活環境が整備されています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	下水道事業の推進		下水道課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○下水道計画を見直し、早期の事業終結を図ります。		○下水道を積極的に利用します。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
下水道水洗化*率	61.9%	65%	70%
下水や雨水の排水状況に満足している住民の割合	51.2%		

※下水道水洗化率：水洗化人口 6,154 人 ÷ 処理区域内人口 9,940 人

*水洗化：くみ取り式トイレを改造するだけでなく、排水設備を設置して生活雑排水を下水道に流せるようにすること。排水設備を下水道に接続すること。

6-6 公共交通

■現状と課題



- 自家用車を利用したライフスタイルが一般的となっていますが、交通渋滞の緩和や、CO₂発生抑制という観点から、今後は公共交通機関を利用する生活への転換が求められています。
- 少子高齢社会においては、自家用車を利用できない高齢者などの移動手段の確保が必要であり、公共交通機関の果たす役割が一層重要となっています。
- 巡回バスの運行経路の見直しやワンコイン*など、多様な公共交通の導入と合わせて検討する必要があります。

鉄道の利用者数の推移

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
垂井駅1日平均乗車人員(人)	2,889	2,784	2,715	2,704	2,710	2,677	2,800

(資料:東海旅客鉄道(株))

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	利用しやすい公共交通機関が確保されています。		
こんなことに取り組みます	施策		担当課
	鉄道輸送の充実		総務課 建設課
	バス輸送の充実		企画調整課
行政と住民・事業者の役割	行政の役割		住民・事業者の役割
	○事業者と連携を図り、利便性の向上を図ります。		○公共交通機関を積極的に活用します。
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
垂井駅の1日平均乗車人員	2,800人	2,900人	3,000人
町営駐車場の利用台数	18,165台	20,000台	22,000台
巡回バスの1日平均乗車人員	82人	140人	200人
鉄道、バスなど公共交通機関に満足している住民の割合	31.4%		

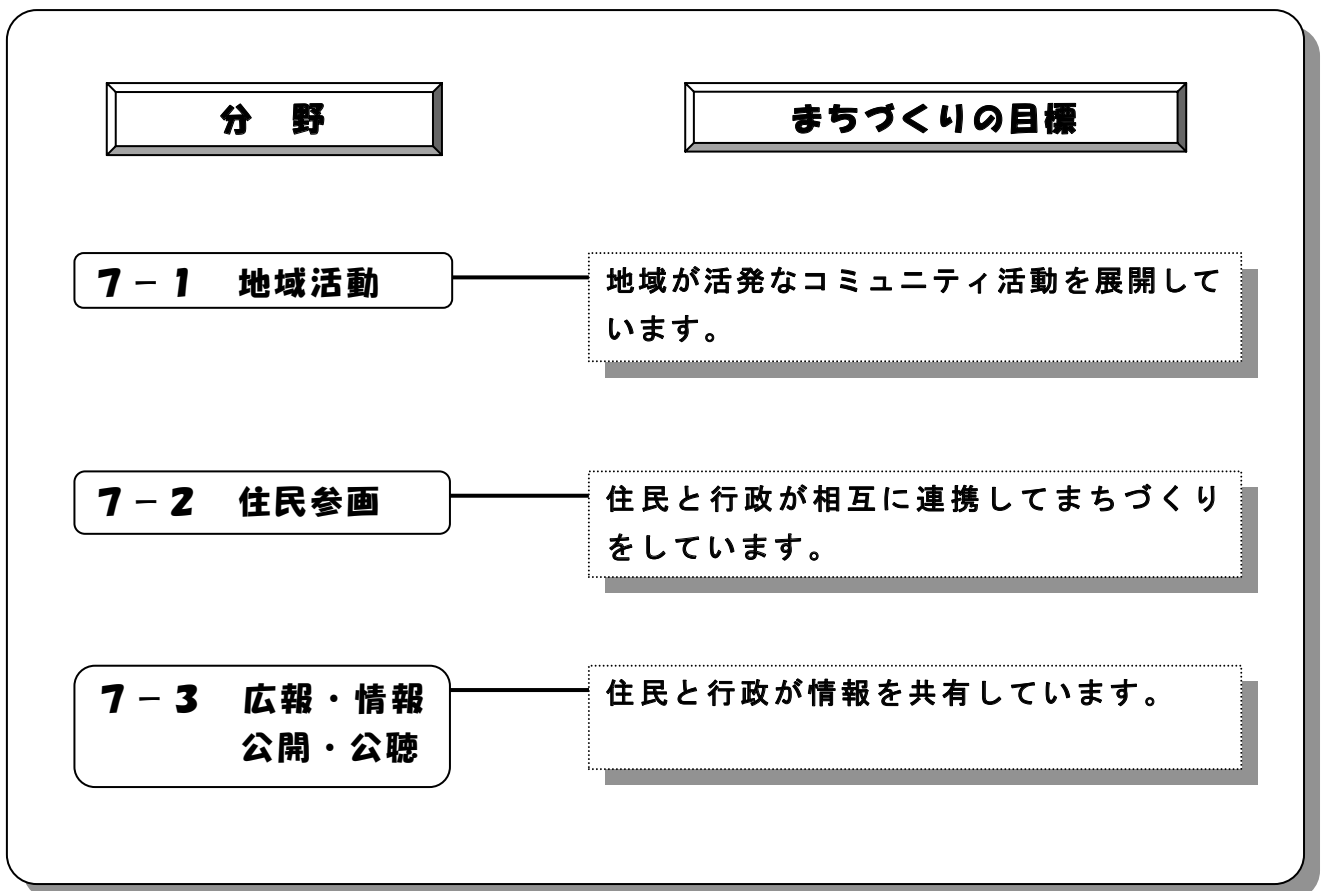
*ワンコイン化：1乗車全線100円(ワンコイン)にて路線バスの利用ができるもの。

第3章 計画推進のための柱

まちづくりの柱

第7節 協働

【施策体系】



7-1 地域活動

■現状と課題

- 自治会への加入率は、平成 19 年 4 月現在において 82.0%となっていますが、地域活動を強化するためには自治会への加入促進が必要です。また、活動を活発化させるための支援も必要となっています。
- 公民館や地域集会所などの整備状況に満足している住民の割合は 70.9%となっています。
- 核家族化や地域内でのふれあいの機会が希薄化し、個人あるいは家庭内で対応できない問題が発生しています。このようななかで、地域活動は、自分の関心のある活動を通じて、自分の価値観を見いだす場ともなっており、その支援が必要となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	地域が活発なコミュニティ活動を展開しています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	地域の特性を活かした活動の支援	企画調整課	
	地域活動環境の整備	企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○活発な地域活動を促すため、活動の支援や環境の整備を行います。	○地域に関心を持ち、積極的に地域活動に参加します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
自治会の加入率	82.0% (H19)	85%	90%
公民館や地域集会所などの整備状況に満足している住民の割合	70.9%		
自治会の活動に参加した住民の割合	55.0%		
青年団体、女性団体、老人クラブなどの活動に参加した住民の割合	18.3%		

※自治会の加入率：平成 19 年 4 月号広報配布世帯数 8,084 世帯 ÷ 平成 19 年 3 月末世帯数 9,858 世帯

7-2 住民参画

■現状と課題

- 行政への住民参画を推進するため、さらなる公募委員の拡充が求められています。また、委員会の会議録の公開や、委員会そのものの公開の検討も必要となっています。
- NPO、福祉ボランティア団体など、あらゆる分野での住民活動をより活発化させ、まちづくりへの住民参画をさらに進める必要があります。また、住民のボランティア意識の高揚を図り、行政主導型から住民が直接携わることのできる範囲を広げ、よりよいまちづくりや地域づくり活動の活性化を図ります。そういった観点から、ボランティアセンターの設立などが必要となっています。
- 協働したまちづくりを推進するため、まちづくり指針や自治基本条例などの制定が必要となっています。
- 若者の定住促進や活動を活性化させる施策の推進が求められています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が相互に連携してまちづくりをしています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	行政への住民参画のための仕組みづくり	企画調整課	
	行政への住民参画環境の整備	企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○住民との協働を図るため、住民が参画できる仕組みを整備します。	○まちづくり事業に進んで参画します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
公募委員のいる委員会などの数	3委員会など (50委員会などの内)	10委員会など	15委員会など
新たな住民参画事業数	0事業	➔	➔
NPO法人*数	1法人	➔	➔
まちづくり、まちおこしなどの提言や住民活動に参加した住民の割合	4.4%	➔	➔



* NPO法人：NPO（民間非営利組織）のうち、特定非営利活動促進法に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体のこと。

7-3 広報・情報公開・公聴

■現状と課題

- 広報たるいをベースに、町ホームページなどの媒体を活用しながら積極的に情報提供し、住民との情報の共有を図っていくことが必要となっています。
- 広く住民の意見を行政施策に反映させるため、地域ふれあいトークを実施しています。今後は、パブリック・コメント*などを積極的に活用するなど、公聴機能の充実が必要となっています。
- 住民と行政との情報共有の観点から情報公開の推進が必要となっています。

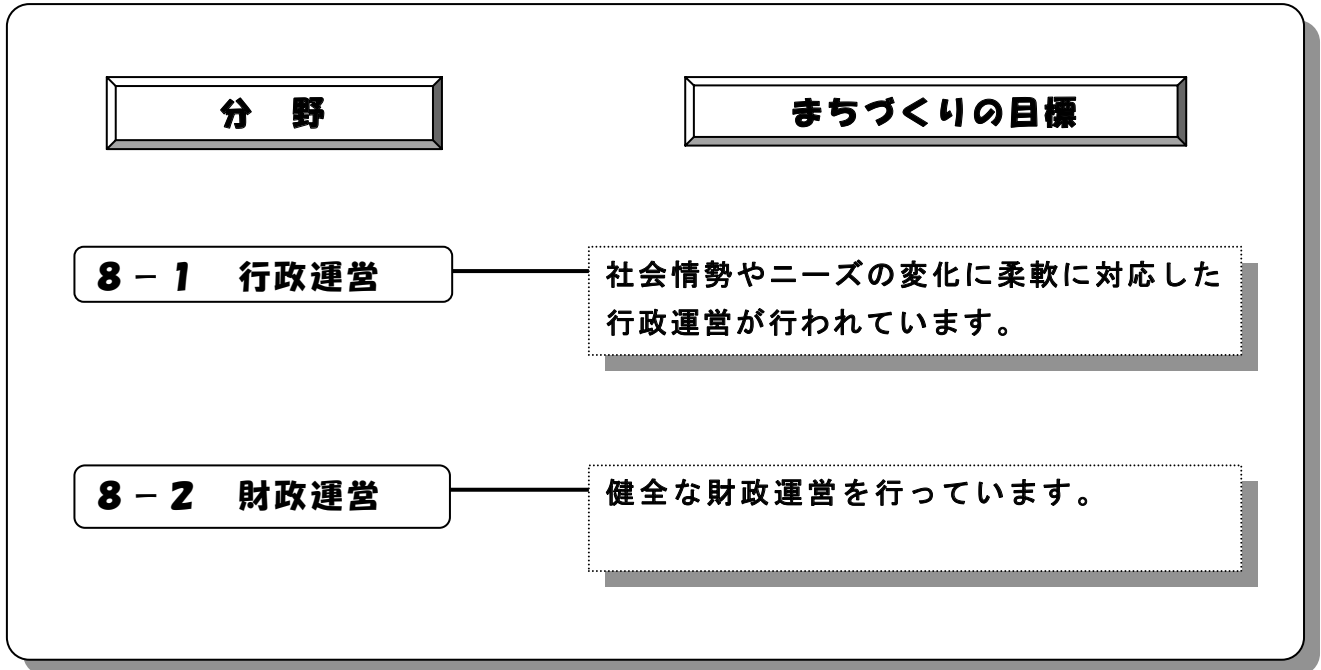
■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	住民と行政が情報を共有しています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	情報提供の充実	総務課 企画調整課	
	公聴機能の充実	企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○住民と容易に情報共有ができる仕組みを整備します。	○情報を積極的に活用し、提案を行います。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
ホームページのアクセス数	94,806件	120,000件	150,000件
まちづくり提案箱の提案件数	52件	100件	150件
まちづくり出前講座の件数	8件	20件	30件
パブリック・コメント実施件数(累積)	0件		

*パブリック・コメント：町の重要な計画などを策定するときに、その原案を住民に公表し、その案に対する意見や情報を募集し、それらを考慮しながら最終案を決定し、公表していく制度のこと。

第8節 行財政運営

【施策体系】



8-1 行政運営

■現状と課題

- 行財政改革を推進するなかで、町民の視点に立った成果重視の行政への転換を図るため、行政評価システム*の構築が必要となっています。
- 住民ニーズを的確に把握し、必要とされる施策を円滑に推進することが求められています。そのため、各課の連携など横断的な施策の推進により、組織の活性化、機動力の発揮が求められています。
- 住民の立場に立ったサービスの提供、住民との協働によるまちづくりの実践や目まぐるしく変化する社会情勢への的確な対応など、住民の期待に応えられる人材の育成が求められています。
- 地方分権の進展により、市町村の業務の増加が予想されるため、広域的に実施した方が効果的、効率的な業務については、さらなる広域行政の検討が必要となっています。

【関連計画】

垂井町定員適正化計画*

(平成17年度～平成22年度)

第四次大垣地域広域市町村圏計画

(平成13年度～平成22年度)

垂井町行財政改革大綱(第4次)

(平成18年度～平成20年度)



* 行政評価システム：住民ニーズに基づく行政サービスを効果的・効率的に提供するために、行政サービスの効果について目標を明確にして客観的な評価を行い、その評価結果に基づいた改善を反映させる仕組み。

* 定員適正化計画：職員数を適正に管理するための計画。

■ 目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応した行政運営が行われています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	行政サービスの充実	総務課 関係各課	
	行財政改革の推進	企画調整課 関係各課	
	組織の機能強化	総務課	
	職員の育成	総務課	
	情報化の推進	総務課	
	広域行政の充実	企画調整課	
行政と住民・事業者の役割	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○的確な判断のもと、効率的な行政運営に取り組みます。 ○質の高い行政サービスを提供するため、職員の育成や組織の機能強化に取り組みます。	○行政運営について関心を持ちます。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
定員適正化計画の達成率	106.3%	100%	100%

8-2 財政運営

■現状と課題

- 経常経費の削減に向け、事務事業の見直しや職員の意識改革を進めるとともに、時代に即応した財政運営が必要となっています。
- 厳しい財政状況のなかで、最少の経費で最大の効果が上がるよう、創意工夫を凝らし、限られた財源を重点的に配分していくことが求められています。
- 今後の財政運営を進めるなかで、住民サービスの拠点となる役場庁舎などの公共施設の老朽化などへの対応をどのようにしていくのか、大きな課題となっています。
- 税の収納率の向上、受益者負担の見直し、町有財産の整理など、多様な手法により自主財源の確保を積極的に図るとともに、国・県補助金などの特定財源の効率的な活用が必要となっています。

■目標達成に必要な施策と成果指標

こんなまちを目指します (まちづくりの目標)	健全な財政運営を行っています。		
こんなことに取り組みます	施策	担当課	
	自主財源の確保	総務課 税務課 関係各課	
行政と住民・事業者の役割	計画的・効率的な財政運営の推進	総務課	
	行政の役割	住民・事業者の役割	
	○公平で適正な負担により財源を確保するとともに、限られた財源を効率的かつ効果的に配分し、健全な財政運営を図ります。	○財政運営について理解します。	
目標達成度を測る指標	現状値 (H18)	目標値	
		H24 (5年後)	H29 (10年後)
町税の収納率 (現年度)	98.7%	99%	99%
自主財源比率*	62.6%		
経常収支比率*	80.5%		
実質公債費比率* (単年度)	11.5%		
住民1人当たりの町債額	260,131円		

* 自主財源比率：歳入全体に対する自主財源（地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金など）の占める割合。
 * 経常収支比率：財政構造の弾力性を示す指標。人件費、扶助費、公債費などの毎年経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度費やされているかを求めたもの。
 * 実質公債費比率：公債費などの財政負担の程度を客観的に示す指標。実質的な公債費に費やした一般財源の額が、標準財政規模（標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模）に占める割合。

資料編



1 町民意識調査の結果

住民の描くまちの将来像や、まちづくりに対する意向などを把握するため、平成18年1月に住民に対し、アンケート調査を実施しました。以下に調査結果の概要を示します。

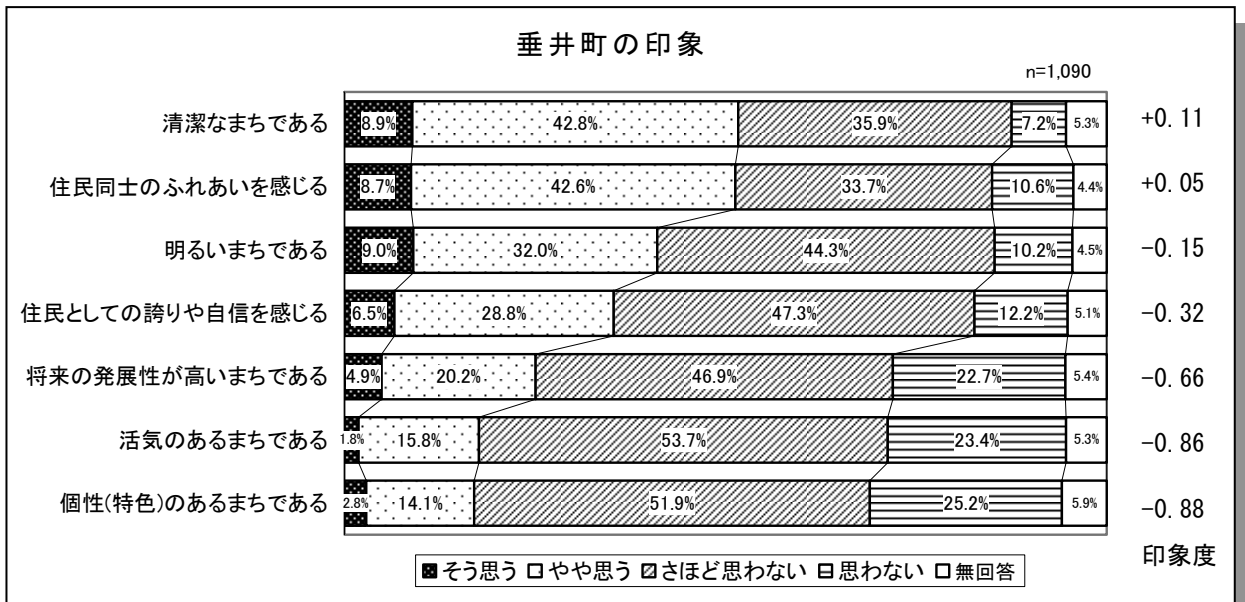
<町民意識調査の概要>

調査対象	垂井町に居住している18歳以上の方 (平成17年12月9日現在の住民基本台帳による)
対象者数	23,036人
調査時期	平成18年1月13日～2月3日(郵送による配布、回収)
抽出方法	無作為抽出(各年代層割合均等抽出方式)
配布・回収状況	配布数：2,014票 回収数：1,090票 有効回収率：54.1%

<町民意識調査結果の概要>

①垂井町の印象

垂井町の印象として、「清潔なまちである」、「住民同士のふれあいを感じる」については半数以上の方が「そう思う」、「やや思う」と回答していますが、「個性(特色)のあるまちである」、「活気のあるまちである」、「将来の発展性が高いまちである」はそのように思わない人が7～8割を占めています。

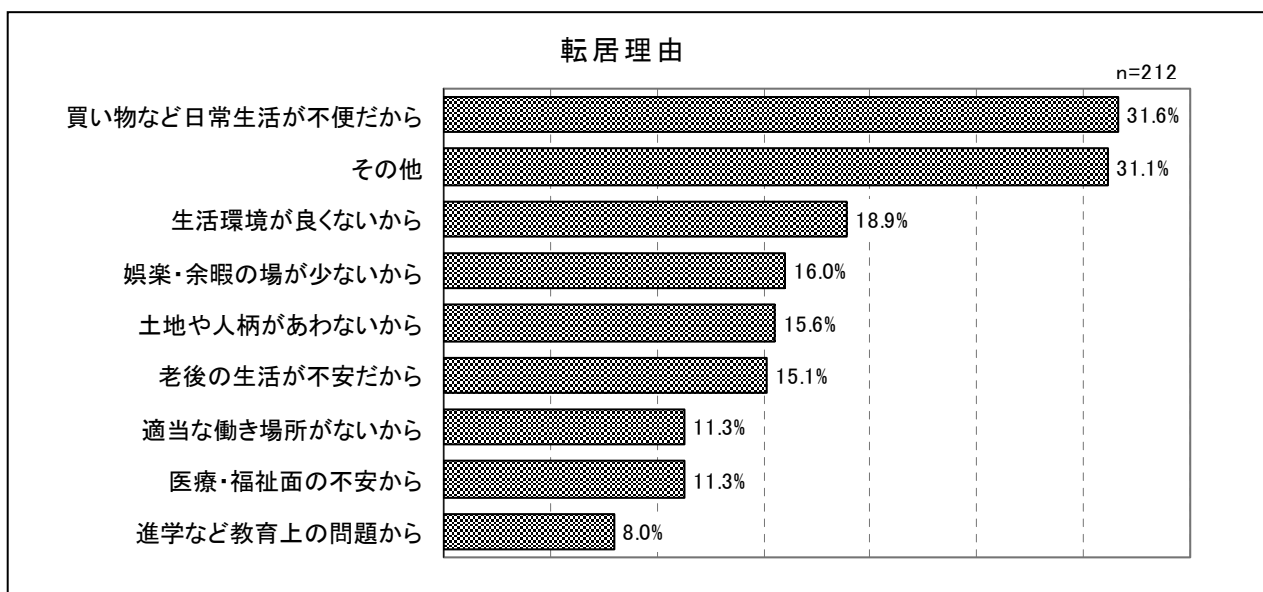
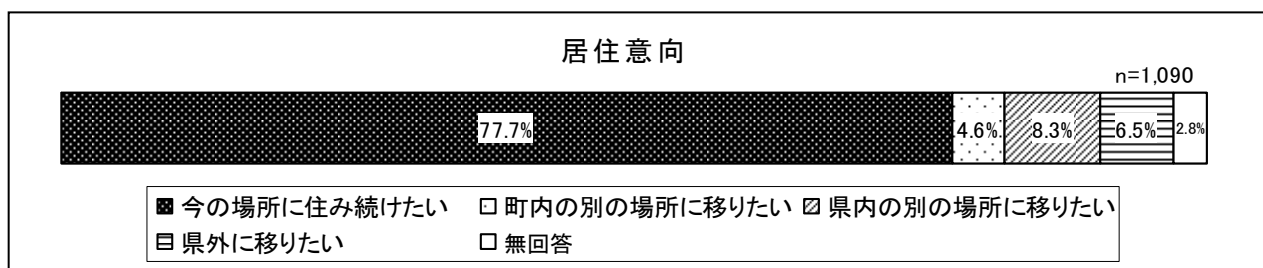


印象度：そう思う+2点、やや思う+1点、さほど思わない-1点、思わない-2点として各票数に乘じ、その平均を算出したもの

②居住意向

居住意向では、回答者の約8割が「今の場所に住み続けたい」と考えており、「町内の別の場所に移りたい」を加えると8割以上の人が今後も垂井町内での居住を希望しています。

なお、「転居したい」と回答した人の転居理由では、「買い物など日常生活が不便だから」が最も多く、以下「その他」、「生活環境が良くないから」と続いており、「その他」の内訳としては「公共交通機関の便が悪い」、「パチンコ屋が多すぎる」などがあげられています。



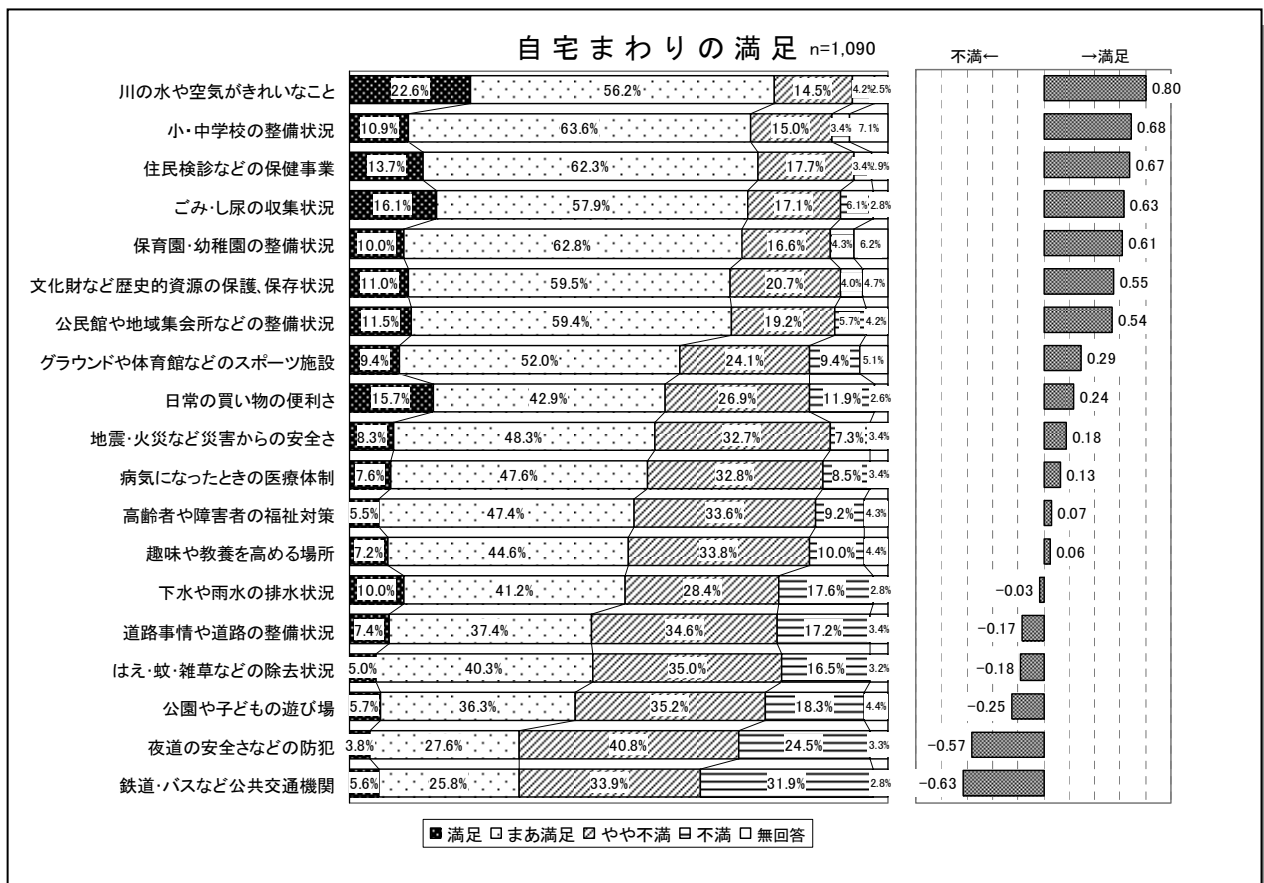
③ 自宅まわりの満足度

自宅まわりの満足度では、「川の水や空気がきれいなこと」、「小・中学校の整備状況」、「住民検診などの保健事業」など、自然や教育施設、保健・衛生に係る事項が高く評価されています。

一方、不満の多い項目として「鉄道・バスなど公共交通機関」、「夜道の安全さなどの防犯」、「公園や子どもの遊び場」など、交通・都市基盤、防犯に係る事項が多くなっています。

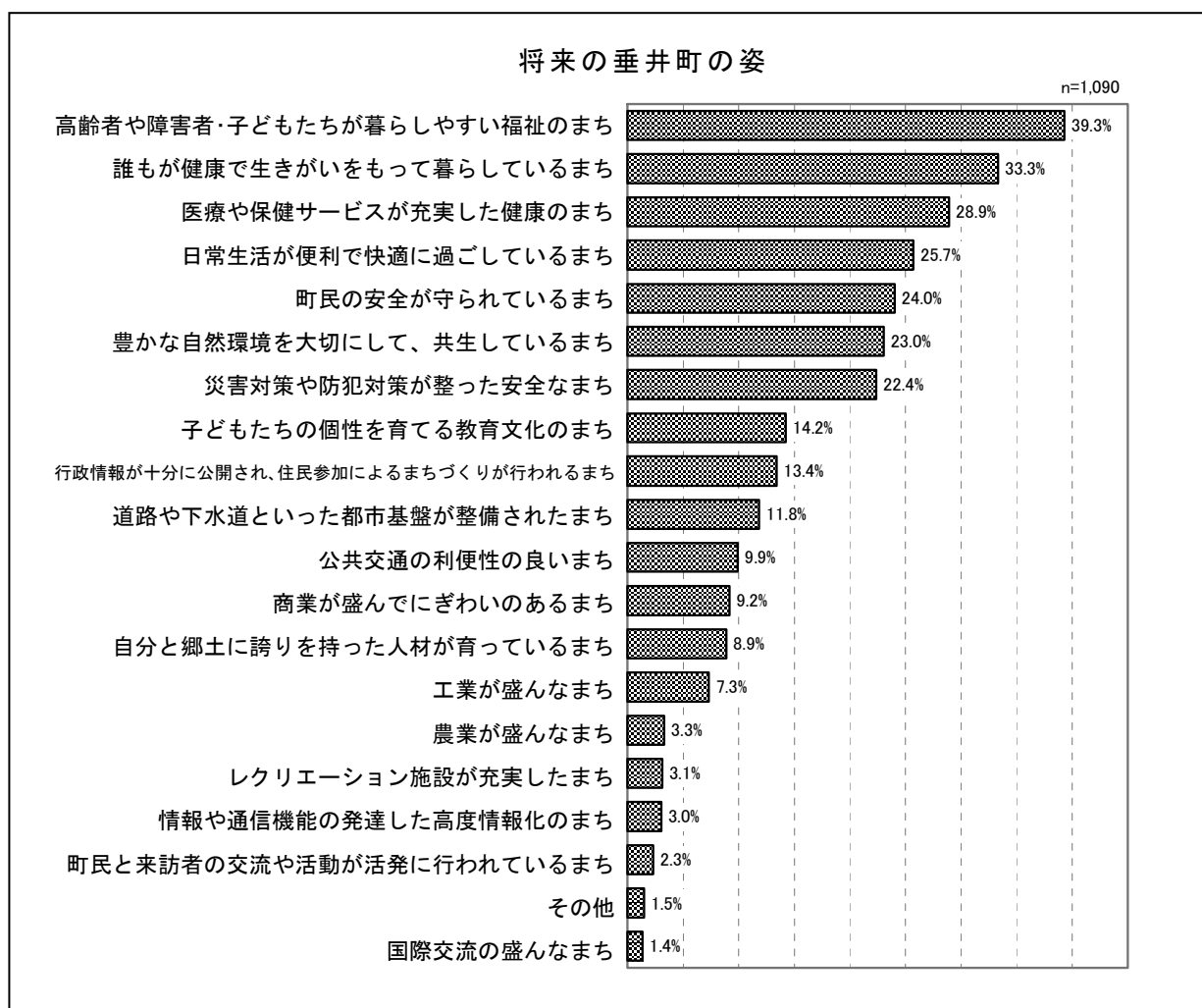
満足度の高い5項目		不満の多い5項目	
川の水や空気がきれいなこと	0.80	鉄道・バスなど公共交通機関	-0.63
小・中学校の整備状況	0.68	夜道の安全さなどの防犯	-0.57
住民検診などの保健事業	0.67	公園や子どもの遊び場	-0.25
ごみ・し尿の収集状況	0.63	はえ・蚊・雑草などの除去状況	-0.18
保育園・幼稚園の整備状況	0.61	道路事情や道路の整備状況	-0.17

満足度：満足＋2点、まあ満足＋1点、やや不満－1点、不満－2点として各票数に乘じ、その平均を算出したもの



④将来の垂井町の姿

住民が望む将来の垂井町の姿としては、「高齢者や障害者・子どもたちが暮らしやすい福祉のまち」が最も多く、次いで「誰もが健康で生きがいをもって暮らしているまち」、「医療や保健サービスが充実した健康のまち」と続いており、福祉・健康・医療に係る姿が上位を占め、日常生活の利便性・安全・自然環境に係る姿がこれらに続いています。



2 住民ワークショップの結果

総合計画の策定を住民と行政との協働で進めるため、一般公募と自治会推薦の住民によるワークショップを開催しました。ワークショップでは、ワークショップにおいて討議した内容も踏まえ、職員によるプロジェクトチームにおいて討議を行い、その内容を再度ワークショップにフィードバックするというワークショップとプロジェクトチームとの双方向による作業を行いました。

以下に、開催日時と各回の討議内容を示します。

<ワークショップ開催日時と内容>

	日 時	内 容
第 1 回	平成 18 年 7 月 22 日 (土) 14:00~17:00	・タウンウォッチング ・垂井町の良いところ、悪いところについて
第 2 回	平成 18 年 8 月 7 日 (月) 19:00~21:30	・垂井町は住みやすいか、住みにくいかについて
第 3 回	平成 18 年 9 月 9 日 (土) 13:30~16:15	・垂井町の将来像、将来像の実現方策について
第 4 回	平成 18 年 11 月 16 日 (木) 19:00~21:30	・まちづくりの目標や施策、住民と行政の役割分担について
第 5 回	平成 19 年 1 月 13 日 (土) 13:30~16:00	・まちづくりの目標や施策、住民と行政の役割分担について ・将来像と重点プロジェクトについて
第 6 回	平成 19 年 6 月 30 日 (土) 9:30~11:30	・総合計画 (案) について

<第1回ワークショップ>

垂井町の良いところ	垂井町の悪いところ
<ul style="list-style-type: none"> ・自然、歴史が豊か ・川の水、空気がきれい ・交通の便が良い ・幹線道路や、駅周辺が整備されている ・生活環境が充実している ・防災に力が入っている ・子供の医療費 (通院) が無料 ・趣味の各グループが大変活発 ・歴史がある ・地区のプライドがある ・町長や役場の人が良い 	<ul style="list-style-type: none"> ・活気がない ・まちの空洞化 ・国道 21 号が混雑する ・道が狭い ・生活環境の悪化 ・観光施設がない ・もてなしがない ・名所が多いが観光説明が少ない ・安心して子育てをできる環境にない ・介護費が高い ・障害者などに対する施設が不十分 ・少子化問題、市町村合併について町として、今後どうするのがわからない

<第2回ワークショップ>

住みやすい点は、町の魅力として今後伸ばすことが必要であり、その具体的方策を討議

住みにくい点は、町として今後改善が必要であり、その具体的方策を討議

<第3回ワークショップ>

垂井町に今後必要な施策	
産業・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・就業の場を確保する。 ・農業の集約化を図る。 ・自立農業を推進する。 ・農地保全（環境保全）の視点を持つ。 ・観光と結びつけた農業展開を図る。 ・垂井をPRできる土産をつくる。 ・林業を充実させる。 ・商店街を活性化させる。 ・サービス業を充実させる。 ・企業誘致の拡大を図る。 ・JR新垂井駅周辺の観光開発を行う。 ・町の歴史、文化を発信する。 ・歴史資源を活用する。 ・健康と結びつけた観光（温泉、売店、農園など）事業を行う。 ・町内里山のウォーキングコースをつくる。（「ウォーキングの里」） ・歴史と文化を活かした道路、子どもが並んで話しながら歩ける道路、サイクリングロードなどを整備する。
町民生活・ コミュニテ ィ	<ul style="list-style-type: none"> ・リタイア層の技術、知識を若い世代に受け継ぐ。 ・女性の意見を反映させる。 ・自治会活動、PTA活動、NPO活動を活性化させる。
健康・福祉	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の医療補助を維持する。 ・安心して子どもが育てられる環境を整備する。 ・全員が参加して子育てできるシステムを構築する。 ・世代を超えて、子育て情報を交換できる場を提供する。 ・福祉施設の充実によりボランティア活動の活性化を図る。 ・ボランティア制度を確立させる。 ・温泉を利用した健康維持、予防医療の施設を整備する。
教育・文化	<ul style="list-style-type: none"> ・まず親の教育を行う。 ・食育を推進する。 ・誰でも集まった人が話をするのできる複合施設を整備する。 ・英語、IT教育に力を入れる。
都市基盤	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致しやすい都市基盤を整備する。 ・歩道を整備する。 ・公園を整備する。 ・子どもが高齢者と一緒に遊べる場所を整備する。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全を確保する。 ・街灯を整備する。 ・ゴミの不法投棄をなくす。 ・集落内の水辺を浄化する。 ・リサイクルセンターを整備する。

<第4回ワークショップ>

今後必要となる施策実施にあたっての役割

○産業・交流、町民生活・コミュニティ

- ・農業、林業、観光を連携させて、垂井町独自の産物を生産できるような体制づくりを、住民と行政の協働で行うことが必要である。
- ・商業と歴史を結びつけたまちづくりを行政が行う。商業者も自助努力を行い、住民が商店街で買い物をするように努める。
- ・住民参加については、住民が参加しやすい場をつくる必要がある。

○健康・福祉、教育・文化

- ・ボランティアセンターを設立して、お互いが助け合うことが必要である。ただし、はじめから他人に頼らず、自分でできることは自分でするように心がける。
- ・スポーツ、手話、点字などを教える人を「〇〇マスター」などに登録し、教える人にもやりがいを持ってもらうような施策が必要である。

○都市基盤、生活環境

- ・高齢者など時間に余裕のある人がボランティアとなり、行政、地域（PTA、自治会）、警察、消防などが連携して防犯、防災活動に取り組む必要がある。
- ・公園、緑地については、朝倉の周辺に「ウォーキングルート」をつくり、住民自らウォーキングイベントの主催などを行う。

<第5回ワークショップ>

ワークショップのまとめ

○産業・交流、町民生活・コミュニティ

- ・住民参加は、今後のまちづくりにおいて、不可欠なものである。
- ・行財政運営については、財源確保の手法を検討するとともに、使い道をはっきりさせるべきである。
- ・垂井町の自治会活動はすばらしい。今後も活性化させることが重要である。
- ・いろいろな方法で積極的に情報提供を行うことが必要である。

○健康・福祉、教育・文化

- ・家族の絆を深め、暮らしやすいまちを実現するためには、「三世代同居」を進める必要がある。
- ・人とのつき合いが希薄になっている今、「ひとづくり」が最重要課題である。
- ・あらゆる分野でボランティアを活用し、住民と行政が協働することが必要である。

○都市基盤、生活環境

- ・安心、安全に暮らせるように、民間組織による防犯体制の整備、幹線道路への歩道の整備などが必要である。
- ・朝倉運動公園を中心に「ウォーキングの里」づくりをしてほしい。
- ・本来住民がすることも行政がしていたため、それがあたり前になってしまった。しかし、これからは自分たちができることは自分たちでしないといけない。

<第6回ワークショップ>**ワークショップのまとめ****○進行管理、評価について**

- ・住民を含めた進行管理、評価を行うことが必要である。
- ・庁内でも、行政評価システムの導入を検討しており、職員の意識改革も行いながら、段階を追って進めていく。

○情報公開について

- ・自治会長までも良いので、まちづくりに関する情報を知らせてほしい。
- ・情報公開については、1つの方法ではなく、だれもが確実に情報を得られるように、様々な手法で行ってほしい。

○住民参加について

- ・住民参加については、行政側も協働で行っていくことを自覚しないとイケない。
- ・庁内でも住民参加の仕組みづくりを行っていきたいと考えており、自治基本条例の制定も検討したい。



3 中学生ワークショップの結果

垂井町の次代を担う子どもたちが考える未来の垂井町の姿を把握するため、中学生ワークショップを開催しました。実施にあたっては、「クラス別会議」で将来像について議論し、「発表会」でクラスの代表者が議論の結果を発表するという、2段階方式で行いました。以下に、発表内容の概要を示します。

<中学生ワークショップ発表内容のまとめ>

学校名	学年、組	発表内容のまとめ					
不破中学校	3年A組	■垂井町への要望 ○垂井町も周りの都市からバリアフリーの考え方をさらに取り入れてほしい。 ○「垂井町は住みやすい」「この町に住んでいて良かった」と思ってもらえる住みやすい町づくりをしてほしい。					
	3年B組	■将来の垂井町に願うこと ○すべての垂井町民の人権が守られ、すべての人が安心して暮らしていける町をつくってほしい。					
	3年C組	■今以上に有名な垂井町であってほしい！ ○垂井町の認知度を高くするための「○○の町垂井」としてのPR（洋ランの町、コスモス街道の町、松並木の町、半兵衛の町、歴史の町、滝の町など） ○イメージキャラクターをつくってさらにPR効果を上げる！（半兵衛クン） 					
	3年D組	■将来の垂井町に願うこと ○ボランティアに積極的に取り組む町。 ○都会みたいになるよりも、誰もがリラックスできる町になる。 ○自然を大切にする。 ○太陽光などを使い、温暖化を抑制できるようになる。					
	3年E組	■ぜひ、垂井町に取り組んでほしいこと ○街灯を増やす（自然を壊さない程度に） ○スポーツ事業を興す ○パトロール隊の結成 ○中高生でも楽しめるような施設を作る					
北中学校	3年A組	■こうなったらいいな未来の垂井町 ○交通 ⇒新しい信号機の設置 ○観光 ⇒洋らん集客施設の設置 ○教育 ⇒学習施設の増加 ○自然 ⇒町の環境美化 ○娯楽 ⇒子供が安心して遊べる娯楽施設の設置 ○施設 ⇒施設利用の際の無料化、割引き制度 ○特産物 ⇒自然を生かした特産物づくり ○福祉 ⇒老後安泰のため、福祉施設の設置					
	3年B組	■こうなったらいいな未来の垂井町 多種多様な町 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">北部</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">伝統</td> <td> ○自然、歴史を生かす ・道の駅・歴史博物館 ・不破の滝の再開発 ・のどかな住環境（福祉施設を設置） </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南部</td> <td style="text-align: center;">未来</td> <td> ○産業発展を目指す ・集合住宅 ・スーパーなどの大型店舗を建設 ・南部の伝統（北部で保存） </td> </tr> </table>	北部	伝統	○自然、歴史を生かす ・道の駅・歴史博物館 ・不破の滝の再開発 ・のどかな住環境（福祉施設を設置）	南部	未来
北部	伝統	○自然、歴史を生かす ・道の駅・歴史博物館 ・不破の滝の再開発 ・のどかな住環境（福祉施設を設置）					
南部	未来	○産業発展を目指す ・集合住宅 ・スーパーなどの大型店舗を建設 ・南部の伝統（北部で保存）					

4 各種団体懇談会の結果

町内の農林商工業に関連する団体、福祉に関連する団体、文化・芸術に関連する団体、防犯・防災に関連する団体など、各種団体を対象に懇談会を開催し、それぞれの団体の今後の活動に関することや、垂井町に対する意見・要望などの把握を行いました。以下に、懇談会で出された意見の概要を示します。

<各種団体懇談会意見のまとめ>

部 門	主な意見
産業部門	<ul style="list-style-type: none"> ・若い人が少ないため、将来、若い人が農業を続けられる環境をつくる必要がある。 ・駅前観光案内所の設置など、観光PRをもっと上手にすることが必要である。 ・垂井町には、旅館、休憩場所、飲食店が少ないため、これらの施設の充実が必要である。 ・東海環状自動車道の新しいインターチェンジができるのは大垣市内であるが、垂井町にとっても大きなチャンスであり、戦略的に考えたらどうか。 ・若者の定住促進、若者の活動を活性化させる施策を実施することが必要である。
厚生部門	<ul style="list-style-type: none"> ・活動の場としての総合的な福祉センターの設置が必要である。 ・中央公民館をバリアフリー化してほしい。3階まで階段で上がらないといけない施設は他市町ではない。 ・災害時の緊急連絡体制の確立が必要である。 ・プラットフォームづくりの具体的な案として、ボランティアセンターの設置、新たな助成金の創設、ボランティア・住民活動のパンフレットづくり、住民が主体的に参加できる協議会の開催などが考えられる。 ・行政と団体はもちろん、各団体間の情報の共有を行い、活動の効率化を図ることが必要である。
文教部門	<ul style="list-style-type: none"> ・施設を効率的に利用できるようにするため、生涯学習関連施設と公民館との連携を図ることが必要である。 ・町の景観をもっと見直した方が良い。 ・町内にある生涯学習関連施設などの管理を一元的に行うことが必要である。 ・各団体の連携、役割分担を明確にすることが必要である。 ・各団体の活動に若者の参加を増やすことが必要であり、そのための魅力のある活動を行うことが必要である。
総務部門 建設部門	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の連携強化の方策をどのように具体化するのが課題である。横のつながりを活かしたい。 ・夜間の防犯については、自治会との連携が必要である。 ・最近の青年のモラルが悪い。地域のモラルを上げることが必要ではないか。 ・団体の活動に関わる情報など、情報の一元化が必要だと思う。 ・犯罪の情報を迅速に発信し、多くの人で対策を行うことができる仕組みづくりが必要である。

5 総合計画に関する策定経過

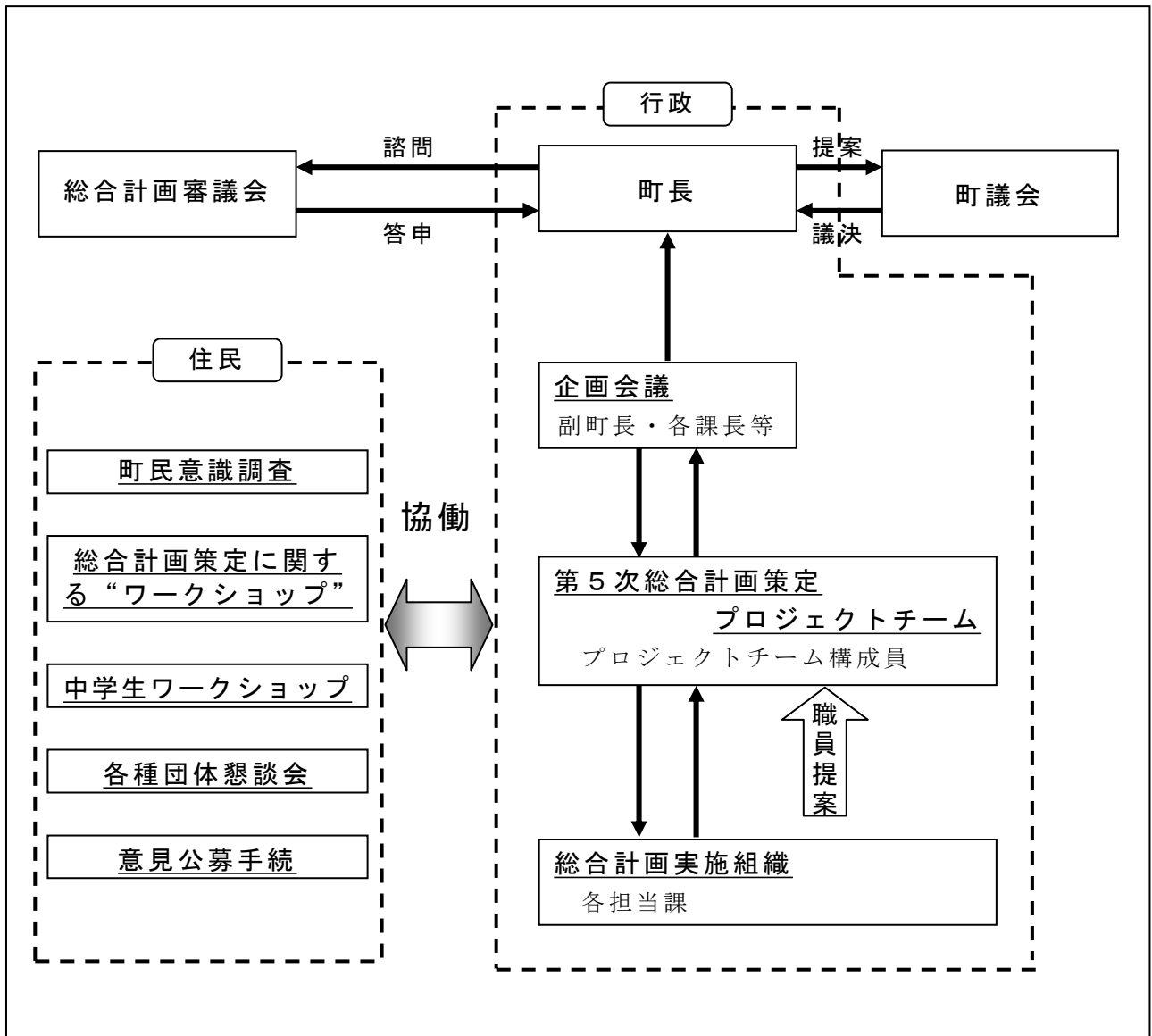
期 日	会 議 等	内 容
平成 17 年 12 月 5 日	垂井町企画会議	垂井町第 5 次総合計画策定に係る町民意識調査内容について
平成 18 年 1 月 13 日	町民意識調査の実施（～2月3日）	
4 月 12 日	垂井町企画会議	垂井町第 5 次総合計画（案）について
5 月 12 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム構成員の募集	
5 月 15 日	垂井町企画会議	垂井町第 5 次総合計画（案）について
5 月 18 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチームへの委嘱 垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 1 回）	垂井町第 5 次総合計画策定基本方針について 総合計画策定に関する住民ワークショップについて
6 月 1 日	垂井町第 5 次総合計画審議会委員及び住民ワークショップ参加者の公募（～6月20日）	
6 月 5 日	トップヒアリング 各課ヒアリング	町長、助役 総務課、税務課、収入役室、健康福祉課、住民課、学校教育課、生涯学習課
6 月 6 日	トップヒアリング 各課ヒアリング	教育長 企画調整課、健康福祉課、建設課、産業課、下水道課、水道課、生涯学習課、不破消防組合
6 月 19 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 2 回）	垂井町第 5 次総合計画策定基本方針について 総合計画策定に関する住民ワークショップの開催について 総合計画策定に関する中学生ワークショップの開催について
6 月 23 日	総合計画策定に関するワークショップ参加者の自治会への推薦依頼	
6 月 27 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 3 回）	総合計画策定に関する住民ワークショップの開催について
7 月 18 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 4 回）	プロジェクトチーム研修 総合計画策定に関する住民ワークショップの開催について
7 月 20 日	地域ふれあいトーク（垂井地区）	
7 月 20 日	地域ふれあいトーク（東地区）	
7 月 22 日	住民ワークショップ（第 1 回）	タウンウォッチング 垂井町の良いところ、悪いところについて
7 月 25 日	垂井町第 5 次総合計画審議会委員の公募委員選考会	
7 月 26 日	地域ふれあいトーク（宮代地区）	
7 月 27 日	地域ふれあいトーク（表佐地区）	
7 月 28 日	地域ふれあいトーク（栗原地区）	
7 月 2 日	地域ふれあいトーク（府中地区）	

期 日	会 議 等	内 容
平成 18 年 8 月 3 日	地域ふれあいトーク（岩手地区）	
8 月 7 日	住民ワークショップ（第 2 回）	垂井町は住みやすいか、住みにくいかについて
8 月 18 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 5 回）	垂井町第 5 次総合計画の柱立てについて
9 月 7 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 6 回）	垂井町第 5 次総合計画の柱立てについて 総合計画策定に関する住民ワークショップ等の役割分担について
9 月 9 日	住民ワークショップ（第 3 回）	垂井町の将来像、将来像の実現方策について
9 月 20 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 7 回）	プロジェクトチーム会議の進め方について 町の問題点、課題について
10 月 3 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 8 回）	町の問題点、課題について
10 月 7 日	中学生ワークショップ発表会	
10 月 16 日	垂井町企画会議	垂井町総合計画審議会第 1 回会議について
10 月 24 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 9 回）	分野別の目標、施策について
10 月 30 日	垂井町総合計画審議会委員への委嘱 垂井町総合計画審議会（第 1 回） 垂井町総合計画審議会へ諮問	これまでの総合計画について 垂井町第 5 次総合計画策定基本方針について 垂井町第 5 次総合計画の策定状況について
11 月 8 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 10 回）	総合計画策定に関する住民ワークショップ第 4 回会議について 分野別の目標、施策について
11 月 16 日	住民ワークショップ（第 4 回）	まちづくりの目標や施策、住民と行政の役割分担について
11 月 27 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 11 回）	分野別の施策、行政と住民の役割分担について
12 月 13 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 12 回）	分野別の施策、行政と住民の役割分担について 重点プロジェクト、将来像、将来人口について
12 月 26 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 13 回）	総合計画策定に関する住民ワークショップ第 5 回会議について 重点プロジェクト、将来像について
平成 19 年 1 月 13 日	住民ワークショップ（第 5 回）	まちづくりの目標や施策、住民と行政の役割分担について 将来像と重点プロジェクトについて
1 月 26 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 14 回）	分野別の目標、施策、行政と住民の役割分担について 重点プロジェクト、将来像について 垂井町第 5 次総合計画基本構想（案）について
2 月 7 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 15 回）	重点プロジェクト、将来像について 垂井町第 5 次総合計画基本構想（案）について 分野別の目標や施策、行政と住民の役割分担について
2 月 15 日	垂井町企画会議	垂井町総合計画策定について
3 月 8 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 16 回）	将来の都市構造について 協働の定義について 成果指標について

期 日	会 議 等	内 容
平成 19 年 4 月 13 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 17 回）	策定スケジュール等について 目標達成度を測る指標について 基本計画の現状と課題について 将来の都市構造について
5 月 2 日	垂井町総合計画に関する職員提案の募集	
5 月 10 日	垂井町総合計画審議会の委嘱（議員改選に伴う）	
5 月 11 日	垂井町企画会議	垂井町総合計画策定について
5 月 15 日	垂井町企画会議（関係課）	将来の都市構造について
5 月 17 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 18 回）	各種団体等懇談会について
5 月 18 日	垂井町企画会議（関係課）	将来の都市構造について
5 月 22 日	垂井町企画会議	垂井町総合計画策定について
6 月 4 日	垂井町総合計画審議会（第 2 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）について
6 月 19 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 19 回）	各種団体等懇談会について 住民ワークショップ第 6 回会議について
6 月 25 日	各種団体等懇談会	産業部門 厚生部門
6 月 26 日	各種団体等懇談会	文教部門 総務建設部門
6 月 27 日	垂井町総合計画審議会（第 3 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）について
6 月 30 日	住民ワークショップ（第 6 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）について
7 月 2 日	垂井町総合計画審議会 第 1 部会（第 1 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）・基本計画 柱 1（安全・安心）柱 2（教育・生涯学習・文化）について
7 月 3 日	垂井町総合計画審議会 第 2 部会（第 1 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）・基本計画 柱 3（子育て・健康・福祉）柱 7（協働） 柱 8（行財政運営）について
7 月 4 日	垂井町総合計画審議会 第 3 部会（第 1 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）・基本計画 柱 4（地域環境）柱 5（産業・交流）柱 6 （都市基盤）について
7 月 9 日	垂井町総合計画審議会 第 1 部会（第 2 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）・基本計画 柱 1（安心・安全）柱 2（教育・生涯学習・文化）について
7 月 10 日	垂井町総合計画審議会 第 3 部会（第 2 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）・基本計画 柱 4（地域環境）柱 5（産業・交流）柱 6 （都市基盤）について
7 月 12 日	垂井町総合計画審議会 第 2 部会（第 2 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）・基本計画 柱 3（子育て・健康・福祉）柱 7（協働） 柱 8（行財政運営）について
7 月 23 日	垂井町総合計画審議会（第 4 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）（各部会協議） について 部会以外の委員の追加意見について 第 6 回住民ワークショップ及び各種団体等懇談会の結果について
8 月 1 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジェクトチーム会議（第 20 回）	垂井町第 5 次総合計画修正（案）等一覧について

期 日	会 議 等	内 容
平成 19 年 8 月 6 日	垂井町企画会議	垂井町第 5 次総合計画策定について
8 月 13 日	垂井町企画会議	垂井町第 5 次総合計画策定について
8 月 24 日	垂井町総合計画審議会（第 5 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）について
9 月 1 日	パブリック・コメント（意見公募） の実施（～9 月 30 日）	
10 月 12 日	垂井町企画会議	垂井町第 5 次総合計画策定について
10 月 22 日	垂井町総合計画審議会（第 6 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）について
10 月 26 日	垂井町総合計画審議会から答申	
11 月 6 日	垂井町第 5 次総合計画基本構想を 議会へ上程 垂井町第 5 次総合計画基本構想審 査特別委員会の設置	
11 月 7 日	パブリック・コメントの意見に対 する町の考え方（対応）の公表（～ 11 月 30 日）	
11 月 15 日	垂井町第 5 次総合計画策定プロジ ェクトチーム会議（第 21 回）	垂井町第 5 次総合計画（案）について
11 月 26 日	垂井町第 5 次総合計画基本構想審 査特別委員会	総論・基本構想・基本計画について
11 月 27 日	垂井町第 5 次総合計画基本構想審 査特別委員会	基本計画について
12 月 3 日	垂井町第 5 次総合計画基本構想審 査特別委員会	基本計画・総括について
12 月 5 日	垂井町第 5 次総合計画基本構想審 査特別委員会	総括について
12 月 12 日	垂井町第 5 次総合計画基本構想を 議会で可決	

6 総合計画の策定体制



7 垂井町総合計画審議会設置条例

垂井町総合計画審議会設置条例

昭和 46 年 9 月 1 日
 条例第 29 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、垂井町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、垂井町総合計画の策定に関する必要な事項について、調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 町議会の議員
- 二 町教育委員会の委員
- 三 町農業委員会の委員
- 四 団体の役員又は職員
- 五 学識経験を有する者
- 六 公募による町民

3 委員は、非常勤とする。

(任期等)

第 4 条 委員の任期は二年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 特別の事項を調査審議させるため、必要に応じ審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌握する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 7 号)

この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年条例第 6 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

8 垂井町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	備 考
第一号委員 町議会の議員	川 合 光 夫	平成18年4月まで
	廣 瀬 文 典	平成18年4月まで
	廣 瀬 康	
	岩 崎 秋 夫	平成18年5月から
	藤 墳 理	平成18年5月から
第二号委員 町教育委員会の委員	宇 都 宮 精 秀	
第三号委員 町農業委員会の委員	林 弘 明	
第四号委員 団体の役員又は職員	衣 斐 忍	
	小 竹 進	
	多 賀 秀 明	副会長
	田 川 明 徳	
	多 和 田 邦 男	
	富 田 眞 基 子	
	古 川 乙 郎	
	松 岡 明 美	
第五号委員 学識経験を有する者	近 江 屋 勝	会長
	栗 田 幾 子	
	松 原 裕 子	
第六号委員 公募による町民	岩 田 勝 行	
	内 山 忠	
	桐 山 潤	
	山 田 久 吉	

9 総合計画諮問

垂企調第 35 号
平成 18 年 10 月 30 日

垂井町総合計画審議会
会長 近江屋 勝 様

垂井町長 中川 満也

垂井町第 5 次総合計画の策定について（諮問）

本町の新たなまちづくり指針となる垂井町第 5 次総合計画の策定について、垂井町総合計画審議会設置条例第 2 条の規定により、諮問します。

10 総合計画答申

平成 19 年 10 月 26 日

垂井町長 中川 満也 様

垂井町総合計画審議会
会長 近江屋 勝

垂井町第 5 次総合計画について（答申）

平成 18 年 10 月 30 日付けで諮問された「垂井町第 5 次総合計画」につきましては、当審議会において慎重に審議を行ってきた結果、妥当であると判断しましたので、ここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の事項に十分配慮されることを要望します。

記

- 1 計画の進行管理に、住民が参画されることを配慮されたい。
- 2 町の発展のための重点的な方向付けを、実施計画で明確にされたい。
- 3 ワークショップや審議会等が出された多くの意見を反映されるよう注力されたい。

11 パブリック・コメント（意見公募）実施要領

垂井町第5次総合計画 パブリック・コメント（意見公募）実施要領

1 募集対象項目

垂井町第5次総合計画 基本構想案及び基本計画案

2 募集対象者

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他団体

3 募集期間

平成19年9月1日（土）から平成19年9月30日（日）まで
郵送の場合は9月30日消印まで

4 意見提出の方法

- (郵送の場合) 〒503-2193 不破郡垂井町 1532 番地の1
垂井町役場 企画調整課 企画係宛
- (ファクシミリの場合) F A X 0584-22-5180
垂井町役場 企画調整課 企画係宛
- (電子メールの場合) メールアドレス kikaku@town.tarui.lg.jp
- (直接持参の場合) 垂井町役場 企画調整課 企画係宛
- (まちづくり提案箱) 各地区公民館に設置のまちづくり提案箱へ

5 閲覧場所

町役場
各地区公民館
タルイピアセンター
文化会館
垂井町ホームページ

6 ご意見等の取り扱い

- (1) お寄せいただきましたご意見は、「垂井町第5次総合計画」策定の参考にする。
- (2) ご意見の概要及び当該意見に対する考え方並びに意思決定の内容を垂井町のホームページで一定期間公表する。
- (3) ご意見・ご提言の募集は、具体的な意見等を収集することを目的としています。賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なものなどに対しては、考え方を示さない場合があります。また、個々のご意見に対して直接は回答しない。

7 注意点

- (1) 意見として受け取ることのできるものは、意見を提出しようとする方の氏名または名称等、当該提出された方を特定できる事項及び連絡先が明記されているものに限る。
- (2) 提出いただいた書類は返却しない。
- (3) 個人情報につきましては、「垂井町個人情報保護条例」に基づき適正な管理を行う。

8 問い合わせ先

垂井町役場 企画調整課企画係

TEL 0584-22-1151 (内線217、289)

FAX 0584-22-5180

メールアドレス kikaku@town.tarui.lg.jp

※ パブリック・コメントの結果

■意見提出人数 62人

■件数 136件

提出されたご意見に対する町の考え方(対応)を、町ホームページ等で公表しました。

垂井町第5次総合計画

平成20年3月発行

発行：岐阜県垂井町

編集：垂井町企画調整課

〒503-2193 岐阜県不破郡垂井町1532-1

電話 (0584)22-1151(代表) F A X (0584)22-5180

U R L <http://www.ginet.or.jp/tarui/>

E-mail tarui@town.tarui.lg.jp



中学生ワークショップで提案されたイメージキャラクター
「半兵衛クン」

垂井

垂井町第5次総合計画